

東深井小学校 危機管理マニュアル

～ いざという時のために ～

目次

- | | |
|-------------------------|------|
| 1. 児童虐待・DV 被害支援について | P.2 |
| 2. 防災組織について | P.8 |
| 3. 火災対応マニュアル | P.12 |
| 4. 地震対応マニュアル | P.14 |
| 5. 緊急下校対応マニュアル | P.21 |
| 6. 避難所協力対応マニュアル | P.24 |
| 7. 職員緊急参集マニュアル | P.26 |
| 8. 学校事故対応マニュアル | P.27 |
| 9. プール事故対応マニュアル | P.29 |
| 10. 不審者侵入対応マニュアル | P.31 |
| 11. 学校保健面安全対策マニュアル | P.35 |
| 12. 学校内問題対策マニュアル | P.39 |
| 13. Jアラートの対応マニュアル | P.42 |
| 14. 富士山等の噴火に伴う降灰対応マニュアル | P.43 |
| 14. その他（各種マニュアル） | P.48 |
| ①流山市立東深井小学校いじめ防止基本方針 | |
| ②流山市感染性胃腸炎発生時対応マニュアル | |
| ③熱中症を予防しよう | |
| ④個人情報保護マニュアル | |

1. 児童虐待・DV 被害支援

1. 学校及び教職員の早期発見義務と重要性

児童虐待防止法5条（児童虐待の早期発見等）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2. 児童虐待の分類

①身体的虐待

首をしめる、殴る、ける、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせるなど。

②性的虐待

子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなどの性的暴行、性行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体などに子どもを強要するなど。

③ネグレクト

子どもの健康・安全への配慮を怠っている。（子どもの意思に反して登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する。）子どもを遺棄する、同居人が虐待を放置するなど。

④心理的虐待

言葉による脅かし、脅迫、子どもを無視する、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に対し暴力をふるうなど。

3. 早期発見のポイント

虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることはなくても、何らかのSOSのサインを出している。サインを見逃さないためには、子どもと接するときには虐待を疑う視点を持ち、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、始める。また、健康診断時や救急処置や相談のために保健室へ来室した時などは、経年的に子どもの成長・発達や変化を確認、観察することができるため、虐待を発見しやすい機会と考えられる。虐待にはどんな場合でも『不自然さ』を発見する。

- ・不自然な傷・あざ
- ・不自然な説明
- ・不自然な表情
- ・不自然な行動、関係、明確な理由がないのに学校を長期に欠席していて誰も子どもに会っていない、保護者が欠席の理由を連絡しない、職員が子どもや保護者と会おうとしても、保護者が会うことを拒否する、何度家庭訪問しても子どもに合わせることを極端に避けている場合も『不自然』なサインと見て対応する。

4. 対応にあたっての留意点

【保護者への対応】

- ・子どもが同席している場での質問や、保護者を責めるような質問は避ける。
- ・外傷原因の説明が、所見と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なるなどの場合は、虐待を疑う。
- ・子どもが不利になるような発言は、避ける。
- ・DV被害の場合、夫等への個人情報保護の徹底を行う。

【子どもへの対応】

- ・子どもは本当のことを話づらいことを十分踏まえ、誘導的な質問や問い詰めるような質問は避ける。

【校内の組織体制づくり】

- ・虐待の疑いを感じた場合は、一人で抱え込まず、早急に連携を図り組織で対応する。
- ・全教職員で児童虐待についての共通理解を図り、校内の役割を明確にする。
- ・学校医や学校歯科医等との連携を密にする。
- ・普段から児童生徒との信頼関係をつくり、相談しやすい環境づくりを行う。
- ・民生児童委員をはじめ、日頃から地域との連携を強化する。

5. 緊急性の判断

「子どもに危険があるとき」、「明らかに虐待とわかる状態」など、緊急性の高い場合は、直ちに児童相談所に通告し、子どもの安全確保を優先する。子どもの安全確保、死亡事故防止のためには、虐待はエスカレートするものだとすることを念頭に、どんな場合が危険か、緊急性が高いか、教職員が判断の目を持つ。

★ 緊急性の高い場合の例

- ・生命の危険や身体障害を残す危険があるとき
- ・極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・親が子どもにとって必要な医療措置をとらないとき
- ・子どもの家出や徘徊が繰り返されているとき
- ・性的虐待が疑われるとき
- ・子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・不登校で、家庭訪問でも子どもに会えない、子どもの状態がわからないとき

6. 通告

虐待かどうか判断するのは、学校等通告する側ではなく、通告を受けた児童相談所や市町村などが行う。法は、虐待を受けたと「思われる」場合でも、通告するよう求めています。「もし間違っていたら」、「虐待を証明できるようになってから」と、通告が遅れてしまうことにより、最悪の結果を招くことのないようにしなければならない。

※性的虐待が疑われる場合には、あまり聞かずにすぐに児童相談所へ通告する。

7. 通告先

緊急性が高い場合・・・ **児童相談所 警察**

一時保護や施設への入所措置の権限、子どもの安全が確認できないときなどには、立入調査を行う権限もある。早急に家族との分離、保護が必要な場合は、児童相談所へ通告する。

緊急性が低い場合・・・ **流山市役所 子ども家庭課**

地域のネットワークで、関係機関と連携を図りながら在宅のまま、子どもや家庭に対する支援を行う場合には市町村へ通告する。しかし、両者は送致・援助要請で連携を図っているので、どちらへ通告しても、両方の機能を活用することができる。

8. 通告後の対応（子どもへの日々の関わり方）

- ・虐待の疑いがある子どもが7日以上欠席した場合は、速やかに児童相談所、子ども家庭課へ情報提供を行う。

- ・信頼関係を結び、安心感を持たせる。
- ・虐待から身を守る方法を助言する。
- ・努力や良い面を積極的に評価し、子ども自身の自己評価を高める。
- ・怒りへの適切な対応方法を習得させる。

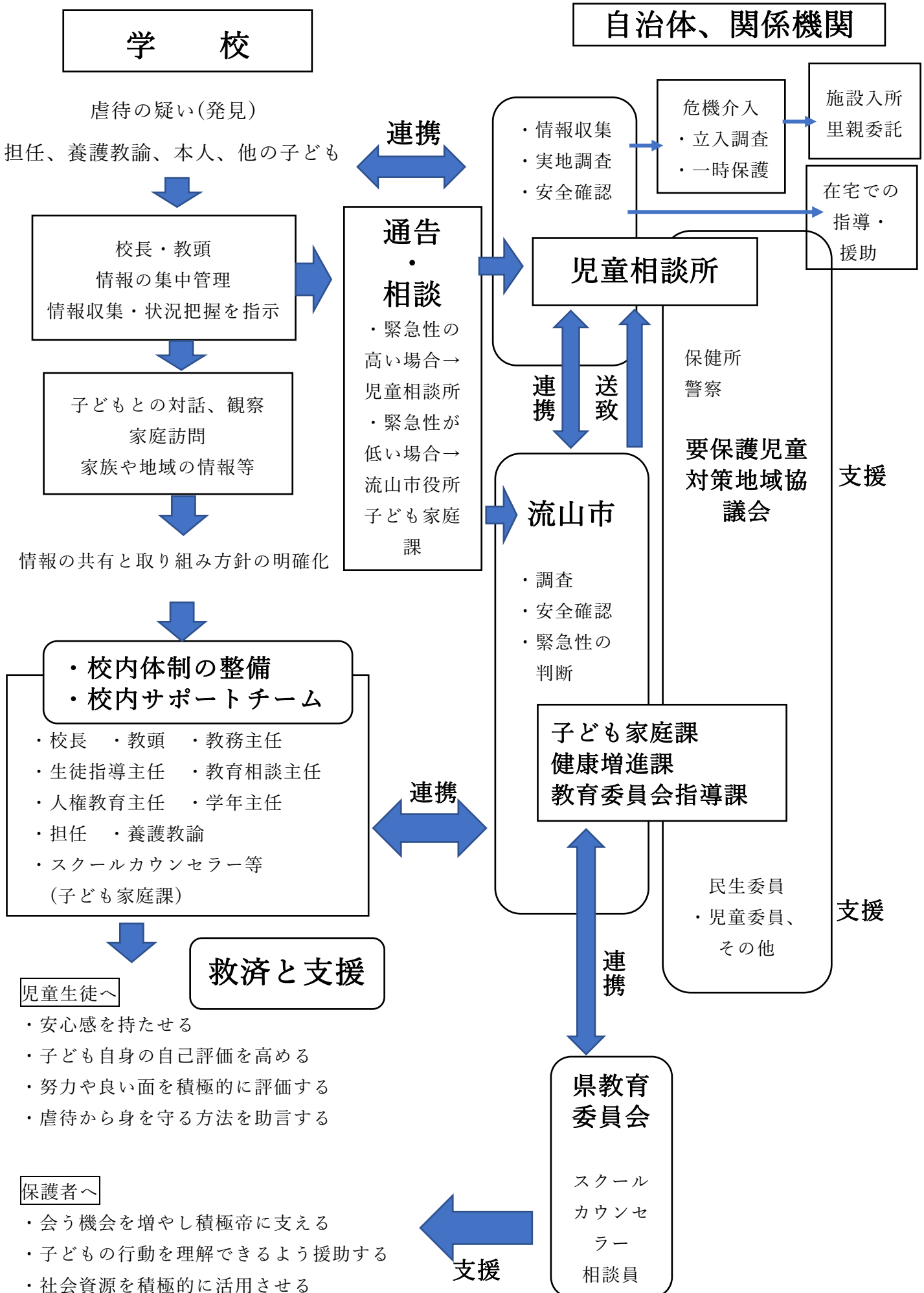
9. DVへの対応（加害者からの追求、訪問などの対応）

- ・児童生徒自身にも保護命令（接近禁止命令）が出ている場合は、相手方が学校を訪問すること自体が犯罪になる。
- ・学校側から相手方の情報を漏らしたり、訪問を促したり、承認するような言動をしない。
- ・相手方が学校を訪問してきたり、児童生徒を待ち伏せていたりしたら、直ちに110番通報する。
- ・立会人から「これから訪問する。」等の電話等があった場合にも、速やかに警察に通報する。
- ・日頃から、警察との情報交換等、連携を強化しておく。

10. 児童虐待を把握したときの対応

対応の流れ	管理職	教職員
<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の疑い ・虐待の事実の把握 状況確認と報告 ・DVの事実の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が1人で抱えこまないようにする ・学校内で協議の場を設定する ・虐待の証明はしなくても良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒からの状況を聞き、記録 ・チェックリストを活用し、虐待を見逃さない ・記録をもとに管理職に報告 ・協議の要請
<ul style="list-style-type: none"> ○学校内での相談、 ・報告 ○検討、共通認識 ○組織の対応 ・校内サポートチーム ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・教育相談主任 ・人権教育主任 ・学年主任 担任 ・養護教諭 SC 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認 ・情報集約 ・現状の分析 ・関係機関への通報の決定と通報の実施 ・組織内チームの役割分担の決定（担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど） ・必要に応じて支援チームの編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・同僚や管理職への相談 ・協議の中での事実報告 ・協議の記録 ・児童へのケア ・個人情報保護の厳守
<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と協議及び対処方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へ連絡 【通告（相談）】 ・児童相談所 ・こども家庭課（必要に応じて） ・民生委員、主任児童委員 ・千葉県女性サポートセンター 	
<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と継続的な情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援のための関係者会議の開催（要保護児童対策地域協議会、サポートチーム会議など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報交換 ・兄弟がいた場合、兄弟がいる学校などと情報交換を密にし、対応する ・状況を定期的に管理職に報告

11. 学校における対応のフローチャート



1 2. 各機関での支援

柏児童相談所 柏市根戸 445-12 電話：7131-7175	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・家庭裁判所への申請 ・児童生徒の一時保護、児童福祉市悦の利用
流山市役所 子ども家庭課 電話：7150-6082	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談、育児相談 ・家庭生活の支援 ・母子施設の利用 ・DV相談・支援
病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療相談、傷害の確認 ・医療ケア、緊急入院
流山市保健センター 西初石 4-1433-1 電話：7154-0331	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・発育・発達相談 ・精神保健相談
流山警察署 生活安全課 流山市三輪野山 744-4 電話：7159-0110	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内暴力などの相談 ・児童生徒の緊急保護
千葉県女性サポートセンター 電話：043-206-8002	<ul style="list-style-type: none"> ・DVの被害者支援
流山市いじめ防止相談 対策室 電話：7157-1683	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対応 ・SSW ・なやみホットライン相談

★ 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

1 被虐待児に対するチェック

全身 <input type="checkbox"/> 低身長（ cm） <input type="checkbox"/> 低体重（ kg） <input type="checkbox"/> 栄養不良 <input type="checkbox"/> 事故（骨折・外傷・脱臼等）を繰り返す <input type="checkbox"/> 服装が不潔 <input type="checkbox"/> 不衛生（垢まみれ・ひどいおむつかぶれ・異臭がする。）	皮膚 <input type="checkbox"/> 多数の打撲や傷、火傷痕 <input type="checkbox"/> 多数の小さな出血 <input type="checkbox"/> 不審な傷痕（ベルト、紐、絞首、齒型、爪痕、櫛、つねり痕・ハンガー・ふとんタタキ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 不自然な火傷、熱傷（煙草、アイロン、熱湯） <input type="checkbox"/> 入浴していない。
心理面 <input type="checkbox"/> 極端なおびえ <input type="checkbox"/> 情緒不安定 <input type="checkbox"/> 養育者を怖がる <input type="checkbox"/> 大人の顔色をみる <input type="checkbox"/> 凍りつく凝視 <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> チックがある <input type="checkbox"/> 言葉の遅れ <input type="checkbox"/> 円形脱毛 <input type="checkbox"/> 夜尿 <input type="checkbox"/> 遺尿 <input type="checkbox"/> 遺糞 <input type="checkbox"/> 胃潰瘍などの心身症 <input type="checkbox"/> 反復性疼痛（頭痛、腹痛など） <input type="checkbox"/> 自殺企図（リストカット等） <input type="checkbox"/> 養育者との分離不安がない <input type="checkbox"/> 動きがぎこちない <input type="checkbox"/> 触れられることを異常に嫌がる <input type="checkbox"/> 自分からの発声や発語が少ない <input type="checkbox"/> 言動が乱暴・暴力的（友人トラブル多い） <input type="checkbox"/> 養育者の在不在によって動きや表情が極端に違う <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的興味や言動がある <input type="checkbox"/> 誰にでも甘える <input type="checkbox"/> 繰り返し様々な体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 異常に食べる <input type="checkbox"/> 知らない人にもべたべたする	

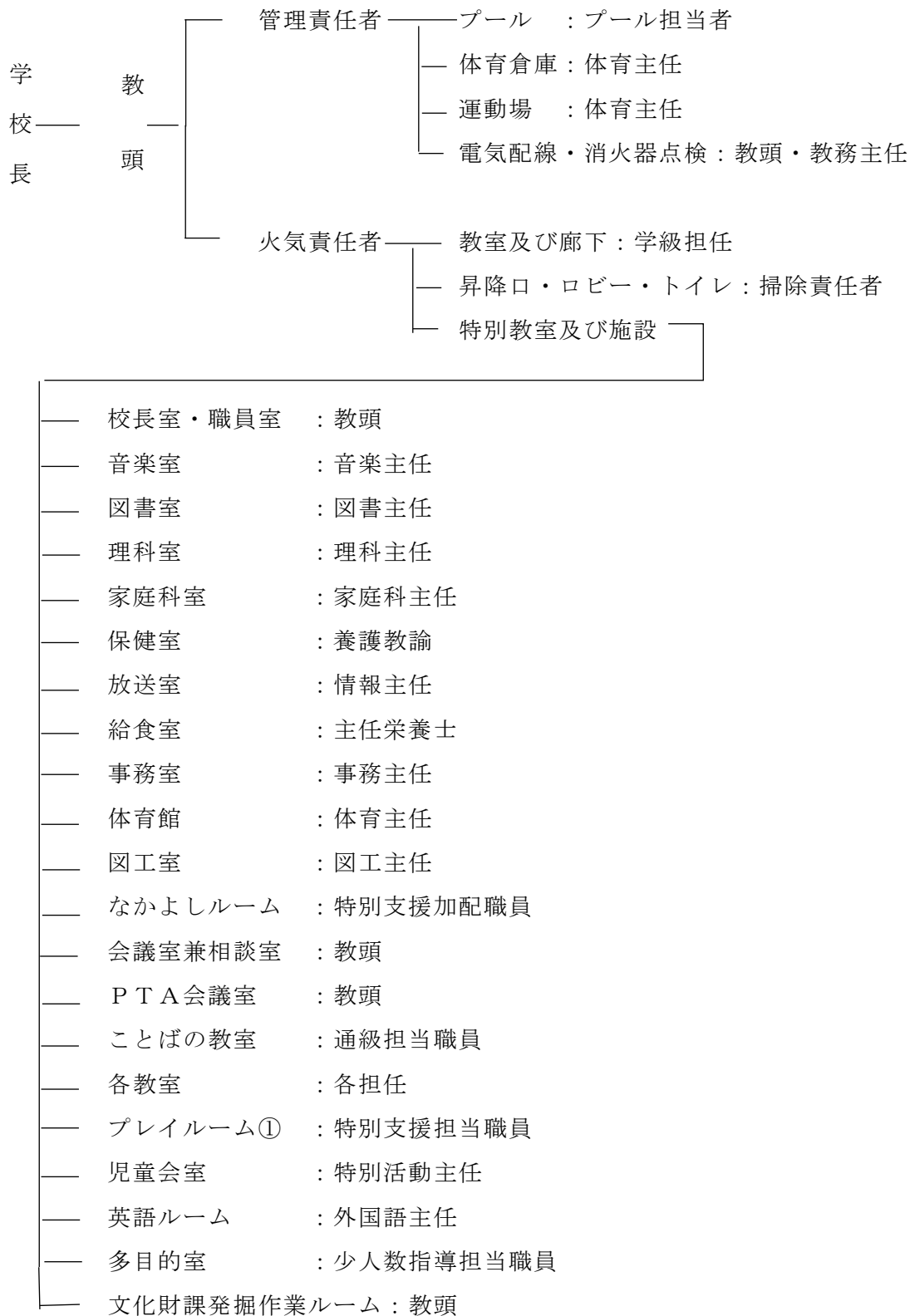
2 養育者に対するチェック

子どもへの接し方			
<input type="checkbox"/> 殴る・蹴る	<input type="checkbox"/> 投げ飛ばす	<input type="checkbox"/> 熱湯をかける	<input type="checkbox"/> 冬戸外へ締め出す
<input type="checkbox"/> 布団蒸しにする	<input type="checkbox"/> 溺れさせる	<input type="checkbox"/> 逆さ吊りにする	<input type="checkbox"/> 異物を飲ませる
<input type="checkbox"/> 食事を与えない	<input type="checkbox"/> 縄などで縛り付ける	<input type="checkbox"/> 過重な家事をさせる	
<input type="checkbox"/> 家に閉じ込める	<input type="checkbox"/> 性器や性交を見せる	<input type="checkbox"/> ポルノの被写体にする	
<input type="checkbox"/> 性交、性的暴力、性的行為の強要、教唆など		<input type="checkbox"/> 家では全く衣服を着せない	
<input type="checkbox"/> アダルトビデオを見せる	<input type="checkbox"/> 無視や拒否的態度を示す	<input type="checkbox"/> 心を傷つける罵声を繰り返す	
<input type="checkbox"/> 子どもの自尊心を傷つける言動		<input type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする	
<input type="checkbox"/> 子どもの意思に反して学校に行かせない		<input type="checkbox"/> 季節にあった服装をさせない	
<input type="checkbox"/> 適切な食事を与えない		<input type="checkbox"/> 重い病気を患っても病院に連れて行かない	
<input type="checkbox"/> 乳幼児を家に残したまま度々外出する		<input type="checkbox"/> 乳幼児を車の中に放置する	
<input type="checkbox"/> 泣いてもあやさない		<input type="checkbox"/> 下着など長期間不潔なままにする	
<input type="checkbox"/> 極端に不潔な環境で生活させる		<input type="checkbox"/> 自分の気分で子どもに接する（ペットの的な扱いをする）	
養育者の様子			
<input type="checkbox"/> 子どものけがなどについて説明が不自然		<input type="checkbox"/> 虐待を認めない	
<input type="checkbox"/> 体罰を正当化する		<input type="checkbox"/> 社会的に孤立している	
<input type="checkbox"/> 常に攻撃的		<input type="checkbox"/> 経済的に困窮している（就学援助を受けている）	

3 その他気づいたこと

2. 安全管理（安全・防火管理組織）

（1）安全管理組織



※上記担当者が、安全点検をはじめとした常時安全管理を担当する。

(2) 【防災組織】

名 称	担 当	主 な 対 応
学校内 災害対策本部	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・校長が本部長、不在の場合は教頭が代行 ・各係を統括し、的確迅速な指導、指示、命令 ・地震情報、インフラ及び交通状況把握 ・状況に応じた児童の安全確保の方針を決定
通報連絡係	教務 事務室職員	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署、市の対策本部、警察への通報 ・引き渡し時の保護者への連絡 ・校内緊急放送
避難誘導係	安全主任 学級担任 教科担任 部活顧問	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を避難場所へ安全に誘導・掌握 ・安否確認後、本部へ報告 ・検索係、救護係と連携して対応
検索救助係	教務（1階） 音楽専科（別棟） 学年担任（学年の階担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・校内残留児童の検索救助 ・現場負傷者の応急処置 ・避難誘導係、救護係と連携して対応
救護係	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に組織 ・負傷者応急処置 ・医療機関と連携して対応
初期消火係	教務 体育主任	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の初期消火
応急復旧班	教頭 用務員	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の被害状況把握 ・危険箇所の処理 ・立ち入り制限区域表示
搬出係	事務室職員 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・「非常持ち出し品」の搬出、管理
帰宅困難児童 対応係	学年主任 教務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童滞在所設営 ・食料、毛布等備蓄準備
避難所支援係	生徒指導部 特別活動部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設に向け措置を講じる

* 上記以外の職員は、児童の誘導及び安全確保を主に。随時手薄な部署の応援に当たる。

(3) 緊急時連絡

電話連絡先

保護者	児童名簿・救急時連絡先名簿を利用
警察	110 番 流山署 7159-0110 運河交番 7153-3409 江戸川台交番 7153-4093
消防	119 番 北部消防署 7152-0119
市役所	7158-1111
教育委員会	指導課 7150-6105 学校教育課 7150-6104 いじめ防止対策室 7157-1683 教育総務課 7150-6103 学校施設課 7157-2755

* 停電で電話が使用できない時でも PHS は電池作動します。

災害時優先電話 04-7153-3422 (回線2)

* 災害時優先電話は発信する際のみ、優先的に回線確保されます。
(番号は外部に公表できません)

○流山市防災行政無線

	無線番号
東深井小学校	307
市役所防災行政無線室	100
流山中央病院	401
東葛病院	402
千葉愛友会記念病院	403
おおたかの森病院	404

*その他は職員室窓側の防災無線設置場所にある取扱い説明書、無線番号簿を参照

○東深井小学校安心安全メールシステム

登録者については、安心安全メールでメール配信を行う。

(4) 持ち出し書類・物品

持ち出し書類一覧

1	出席簿	・児童安否確認
2	引き渡しカード	・引き渡し
3	教育資料	・家庭との連絡
4	救急時連絡票	・救急対応
5	健康の記録	・避難後、健康管理
6	児童名簿	・家庭との連絡
7	職員連絡網	・職員との連絡
8	危機管理マニュアル	・対応確認

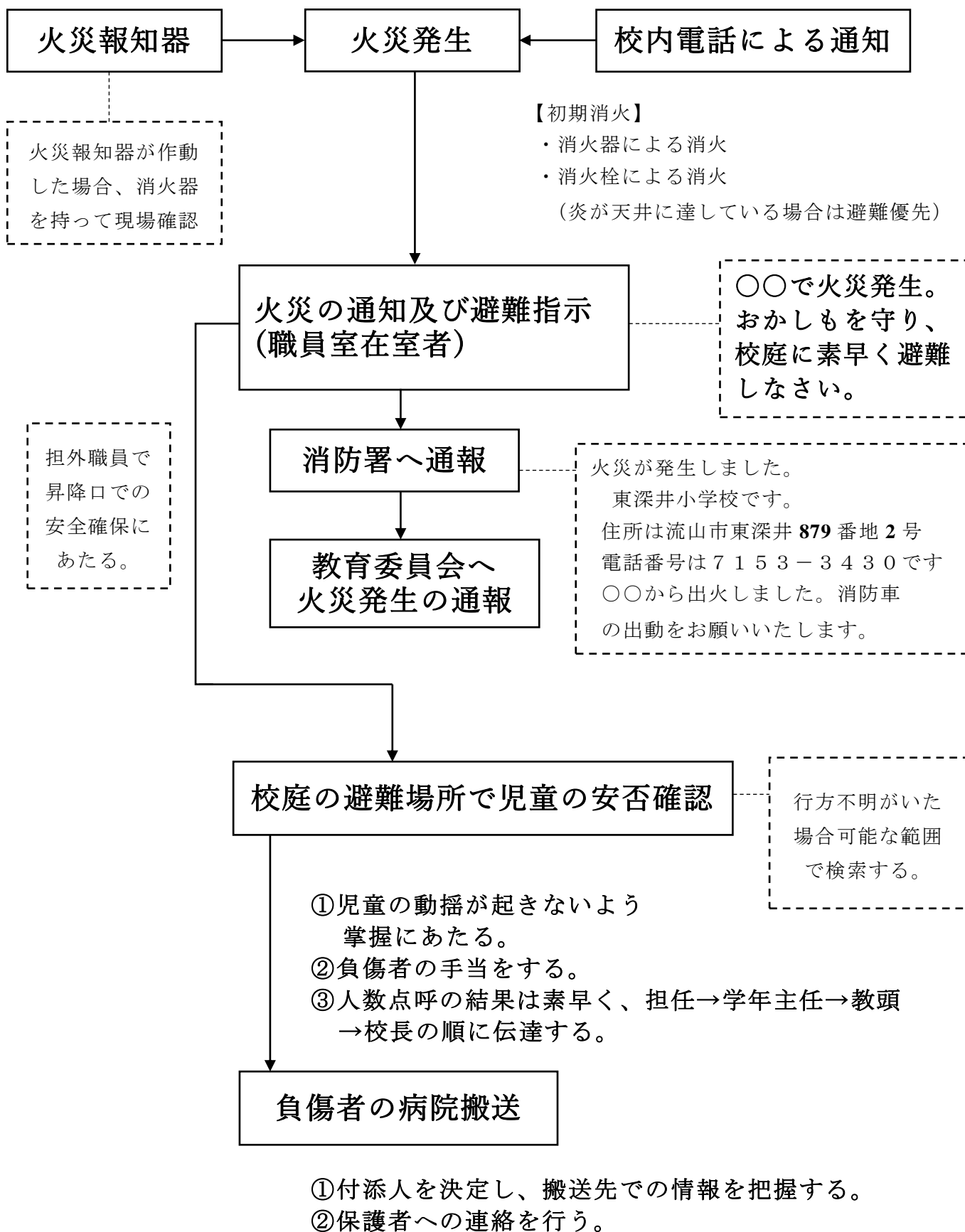
持ち出し物品

1	防災行政無線	9	救急医療セット
2	ラジオ	10	軍手・ビニール手袋
3	トランシーバー	11	ゴミ袋
4	乾電池	12	タオル
5	懐中電灯	13	ティッシュ・ロールペーパー
6	AED	14	ライター
7	ホイッスル	15	マスク
8	住宅地図	16	

3. 火災対応マニュアル

(1) 火災発生時の行動について

【行動チャート】



(2) 状況別の対応について

①授業中

教室で火災が発生した場合	<ul style="list-style-type: none">・火災報知器で知らせる。・パニックが起こらないよう教師が毅然とした態度で避難誘導する。・近隣の教室に大声で知らせる。・小さな火災であれば可能な範囲で初期消火を行う。
緊急放送があった場合	<ul style="list-style-type: none">・活動を直ちに停止し放送を聞かせる。・人員を点呼し、便所や保健室等教室を離れている児童がいなか確認する。・防災ずきんを身につけさせ、ハンカチで口を覆わせる。・可能な範囲で、カーテンを開き、火気設備の後始末をする。・教室の扉は閉める。・火元から遠い避難経路を判断し、安全に避難誘導を行う。

②授業以外の場合

休憩時	<ul style="list-style-type: none">・警報および緊急の放送があった場合、その場で集中して聞くようにさせる。・校庭にいる児童は、黙って避難場所に移動し学級の場所で待機する。・校舎内の児童は教職員が把握し避難させる。・職員は教室および近くの便所を確認しながら避難誘導にあたる。
始業前	<ul style="list-style-type: none">・出勤している担外職員は手分けしてまだ校舎に入っていない児童を校庭に避難させる。・出勤している担任は、教室および近くの便所を確認しながら避難誘導にあたる。
放課後	<ul style="list-style-type: none">・職員は手分けして自分の学級および近隣の便所に児童が残留していないか確認する。・担外職員は避難場所で避難誘導を行う。

(3) 事前の備え

- ・出入口付近には物を置かない。
- ・廊下・階段付近には、避難の障害になる可燃物を置かない
- ・死角になりやすいトイレや、物置等は、日直巡回時に異常の有無を確認しておく。
- ・常時使用しない物置、空室、倉庫等は、簡単に出入りできないように施錠しておく。
- ・火気責任者は、火気使用期間、自分の分担場所の火気の始末を確認する。

(4) 火災発生後の対応について。

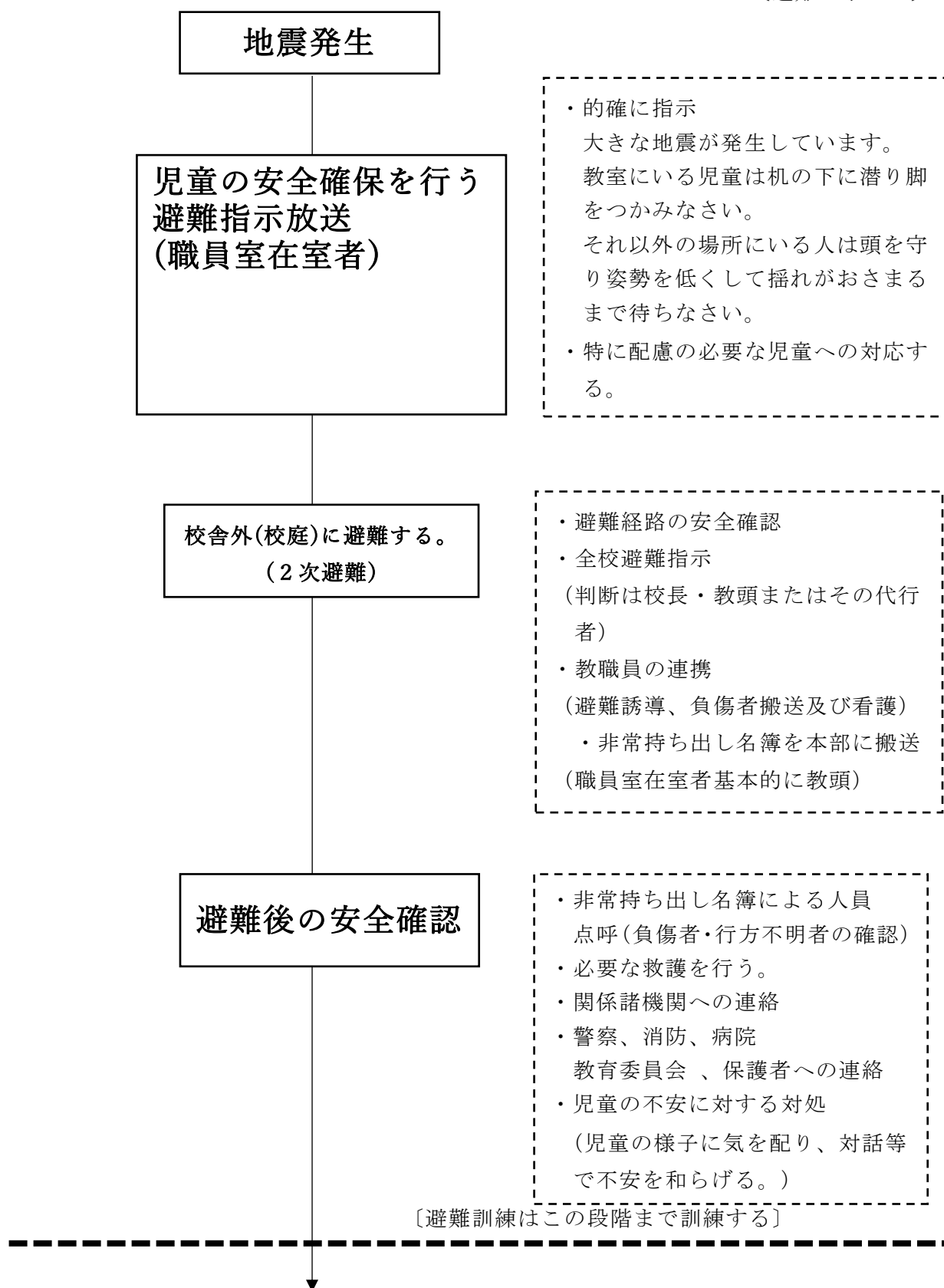
- ①マスコミの対応は、教頭・校長が行う。
- ②火災後なるべく早くに保護者会を開き、事故報告とともに火災後の対応について知らせる。

4. 地震対応マニュアル

(1) - 1 校内で発生した場合

【行動チャート】 (時系列)

[避難の手立て]



被害甚大の場合、学校内災害対策本部設置 (二次対応)

(1) - 2 被災状況別の対応

①授業中（基本的な安全確保の方法）

場所	共通事項	場所別指導事項
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教師による安全確保のための的確な指示。 (頭部保護、窓、壁から離れさせる。) ・ 児童の状況確認周囲の安全確認 ・ 避難指示、避難経路の確保 ・ 余震に備え、児童を落ち着かせる。 ・ 「お・は・し・も」を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机の下に潜り、机の脚を持つように指示。
特別教室		<ul style="list-style-type: none"> ・ 火気使用中は揺れがおさまってから消火の指示。 ・ 実験中は危険回避の指示
体育館		<ul style="list-style-type: none"> ・ アリーナの中央に集合させ体を低くするように指示(天井からの落下物注意) (運動用具の位置によっては壁の側によりそう方がいい場合もある。)
運動場		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物から離れさせ、中央に集合させ、体を低くするよう指示する。
プール		<ul style="list-style-type: none"> ・ すみやかにプールのふちに移動させ、ふちをつかむように指示する。 ・ 揺れがおさまったら素早くプールから出るよう指示する。 ・ 安全な場所へ避難するよう指示する。 (サンダル、靴を履かせ、衣服やバスタオルで身を守る。)

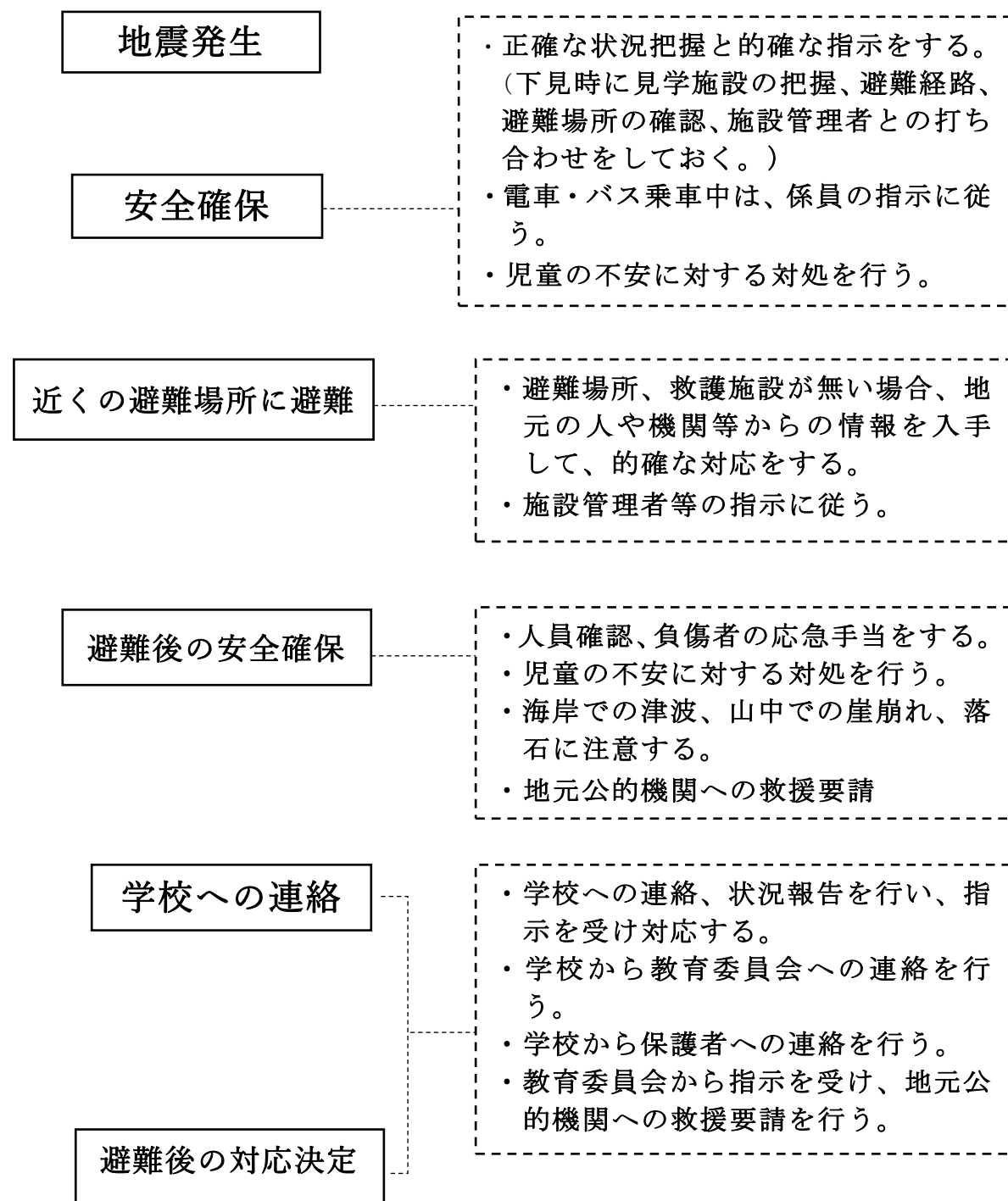
※避難経路の確認、避難指示放送は職員室に待機中の教職員が行う。

②教師と児童が別々にいる場合

(始業前、休み時間、放課後など)

場所	児童の行動	教職員の対応
屋内 (階段・トイレ・廊下等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 揺れがおさまるまで頭部を保護してじっと待機する。 ・ 落下物、壁の崩落物に気をつける。 ・ 揺れがおさまったら、近くの教職員の指示に従って避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの児童を保護する ・ 揺れがおさまるまで頭部を保護するよう指示する。 ・ 教師は分散して安全確保指示誘導 ・ 校舎外にいる児童の人員確認、負傷者の応急手当を行う。
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる。 ・ 揺れがおさまるまで頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。 	

(2) 学校外で発生した場合
(2) - 1 校外学習中



※修学旅行、市域外で学習している時に流山市内で大地震があった場合。

- ・ 地震の規模・被害状況等の情報収集を行う。
- ・ 学校または教育委員会への連絡、指示を受け対応する。
- ・ 地元公的機関や関係機関（旅行社）との連携をする。
- ・ 児童の不安に対する対処（状況説明、今後の対応等）

(2) - 2 登下校時

児童の行動		教師の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・塀から離れ、その場で姿勢を低くし、落下物から身を守る。 	<p>地震発生</p> <p>〈初期対応〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報端末の起動 ・学校に出勤している教職員で、教室内にいる各学年の児童の安否を確認し、校庭へ避難誘導をする。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校が近い場合は学校に移動し、家庭に近い場合は家に戻る。 ・移動が困難な場合は近くにある公園など安全な場所で待機する。 ・高学年の児童は低学年の児童を守ってあげる。 ・地域の大人、教師、保護者が来るまで安全な場所で待機する。 	<p>揺れが収まる</p> <p>〈安否確認〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にまだ登校していない児童の氏名を確認する。 ・色別コースごとに数人で検索班を組織し、児童名簿を持参し、安否不明者を捜索し、情報を学校に伝える。 その際、保護者が児童の安全を確保している場合、まかせて、保護者がいない児童は学校に保護する。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校で待機している児童は応急手当を受ける。 ・保護者が引き取りに来れるまで学校で待機する。 	<p>〈二次対応〉</p> <p>↓</p> <p>校内災害対策本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には保護者に引き渡す。 ・保護者がくるまで、児童を保護する。

(3) 学校内災害対策本部の設置

学校内災害対策本部の設置
地震による被害が甚大で二次災害が必要と判断した場合、
設置する。
 (校長・教頭・教務・学年主任)

〔学校対策本部での話し合い事項〕

〔具体的な動き〕

1. 校舎外避難場所での対応

- ・児童の不安に対する対処
(少人数の教師で全体を把握できるよう勝手な行動をとらせない。)
- ・テントを建てたりして児童の保護に務める。

2. 校舎施設の被害状況の把握

- ・校舎が安全に使用可能か被害状況を把握する。児童の校舎内避難が可能か。避難所解説が可能か外観上から安全確認をする。
(観察ポイント)
建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊、×状の亀裂、仕切り壁の様子、掲示板、建具、天井板、蛍光灯等の落下物、窓や窓ガラス、破損状況、渡り廊下本体の損傷、校舎との接続部分の損傷、運動場の地割れの様子、塀等の倒壊や亀裂の有無
- ・危険個所の立ち入り禁止等の処置を行う。

3. 情報収集

- ・マスコミ：地震の規模
余震の可能性と規模
津波等の二次的被害の危険性等の状況判断
- ・地域：地域の被害、危険箇所
県・市本部等関係諸機関との連携

4. 教育委員会への連絡

- ・被害の状況。その他学校内外の状況
指導事項の確認、その他の情報収集
状況に応じて臨時休校処置の報告

5. 外部との対応

- ・保護者、親類、知人等からの問い合わせに対する対応。近隣学校間ネットワークの確立(近隣で支援しあえることはないが情報交換をする。また平素から円滑な交流が必要) マスコミ対応(窓口の一本化)

校舎外避難護の対応決定

保護者への連絡を行う

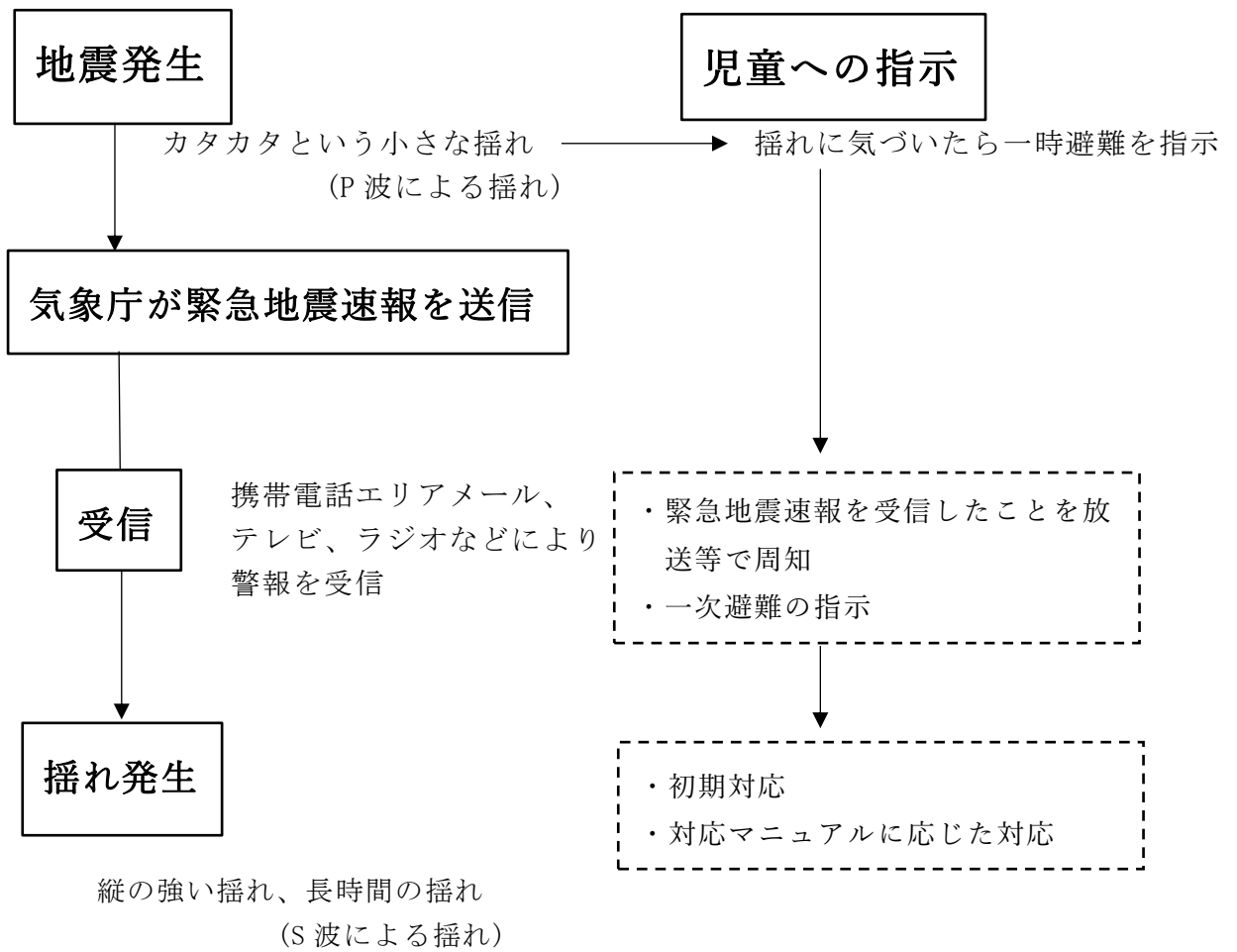
保護者への引き渡し

- 引き渡しまでの共通理解事項
- ・引き渡しの隊形に整列させる。
 - ・引き取り人名簿に沿って引き渡しをする。
 - ・保護者が引き取りに来られない児童は引き取りができるまで、学校で保護する。

※広域避難場所に指定された後の職員の対応については別途定めることとする。

※引き渡しの詳細については、4. 緊急下校対応マニュアルに定める。

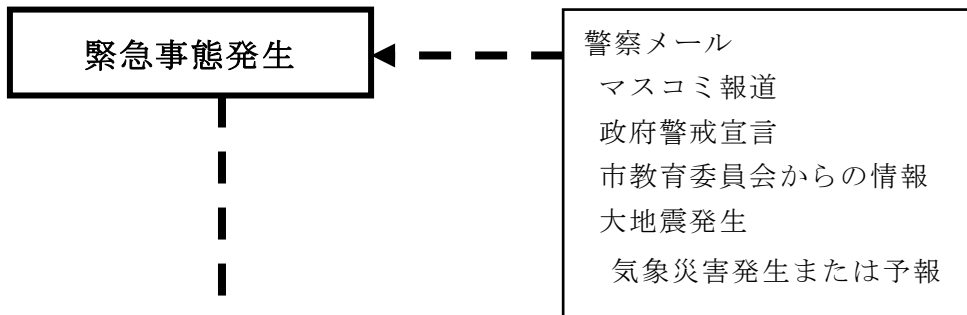
(4) 緊急地震速報を活用した対応



5. 緊急下校対応マニュアル

1. 緊急事態発生時の対応

[行動チャート]



対策委員会(校長・教頭・教務・学年主任)
対応策を検討、処置方法決定

※退勤等でそろわないときは、いる人間で対応策を協議する。

ケース 時間帯・指導内容		① 大規模変 災	② 不審 者対 応	③ 自然 風水 害	④ 登校 後学 級閉 鎖等
登校時	ポイント指導		○	○	○
	休校処置	○		○	
下校時	集団一斉下校		○	○	
	引き渡し	○		○	
	学校待機	○		○	

保護者にメールで通知
責任者：校長・教頭

具体的対応(安全主任)
詳細は対応表参照

※〔ケース内容詳細〕

緊急種別	想定
①大規模変災	(大規模地震対策特別処置法に基づいて、内閣総理大臣から警戒宣言が発られた時) ・大地震(震度5弱以上想定)の場合 ・近隣で凶悪犯罪が発生し、緊急性がある場合 ・その他、児童の危険が予想される場合
②不審者対応	・近隣で不審者が出現した場合 ・近隣で事件が発生し、通常の下校に不安がある場合
③自然風水害	・大型台風等の接近時
④登校後の学級閉鎖等	・登校後に全校、学年、学級等で下校となった場合

(3) 指導方法について

ポイント指導：各指導ポイントに職員が立つ。登校時は1～6学年の担任は1名を指導者とし、他の者は教室で指導を行う。

対応	方法の概要
「引き渡し」 「学校待機」	①安心安全メールで「引き渡し実施」を配信します。 ②届け出された「引き取り者」を確認し、学校で引き渡します。 ③引き渡しが済むまで、児童は学校で待機させます。 *その際、当日の連絡可能状況により、保護者と連絡を取り意思確認をいたします。
「集団一斉下校」	①安心安全メールで「集団一斉下校」実施を配信します。 ②時間帯を決め、全校一斉に下校させます。 ③下校時間帯に学校職員が学区をパトロールします。 同時に安全ボランティアの方々へメールを配信し、パトロールを呼びかけます。

(4) 留意点

全ての項目についてどの方法を採用するかは学校長の最終判断に基づいて実施する。

(5) 指導ポイントについて

登校指導及び下校指導ポイントは次の7ポイントです。

- ①学校前信号〔1、7学年〕
- ②ベルク前信号〔2学年〕
- ③赤1・2・3コース交差点〔3学年〕
- ④緑3コース線路付近〔4学年〕
- ⑤ルアジーランド信号機交差点〔5学年〕
- ⑥通学路(東急団地)〔6学年〕

【児童の引き渡しマニュアル】

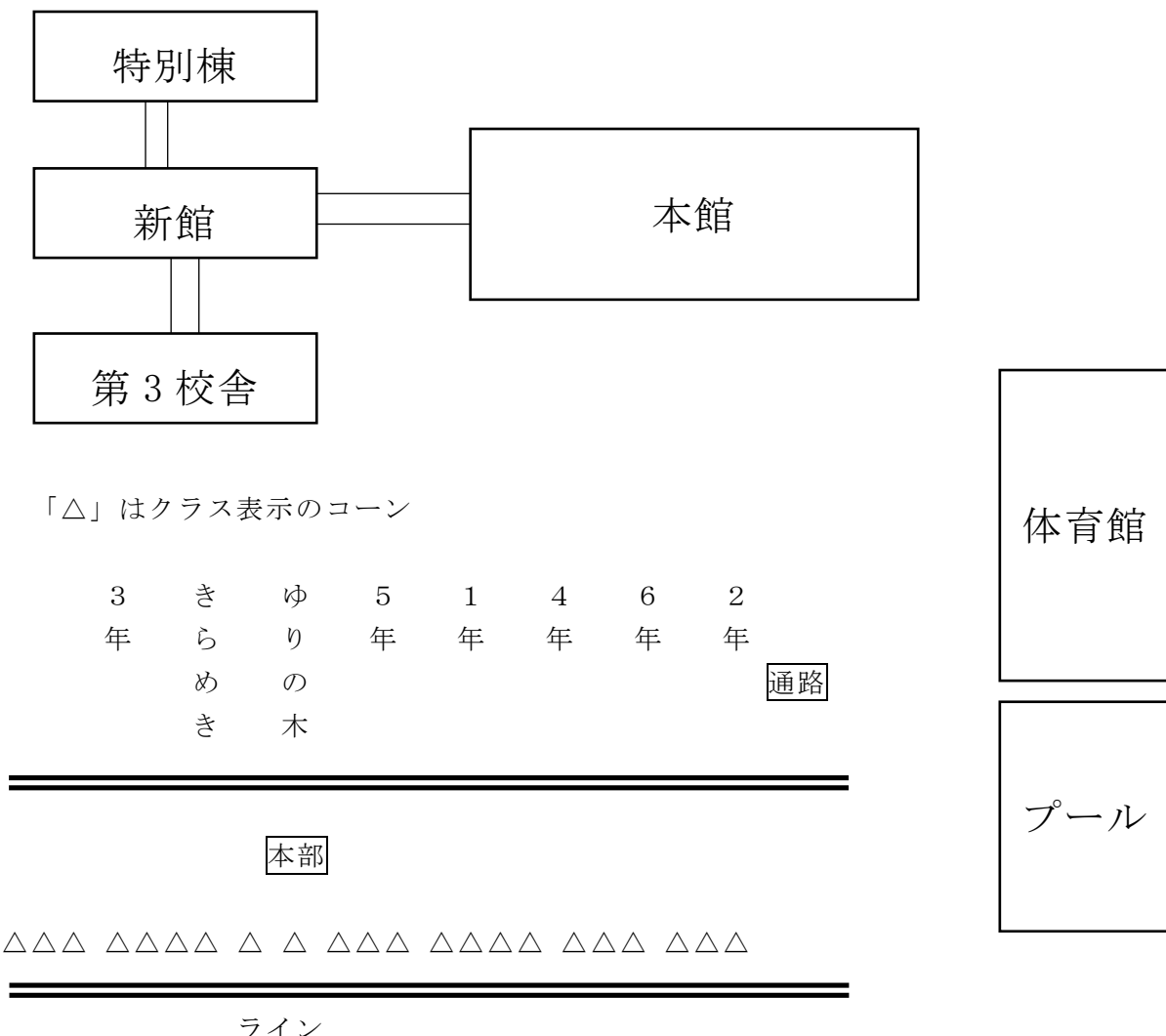
(1) 児童を引き渡す場合について

- ①大規模地震対策特別処置法に基づいて、内閣総理大臣から警戒宣言が発表され、下校処置が必要と判断された場合。
- ②被害を伴う大地震が発生した場合
- ③何らかの重大な事件・事故が発生した場合（例えば、不審者の侵入など）
- ④その他自然災害等、学校長が必要と認める場合

(2) 保護者に引き渡すまでの流れについて

- ①まちコミメールで引き渡しを行う旨通知する。（責任者：教頭）
- ②児童に帰りの支度をさせ、校庭の避難場所に集合させる。
- ③兄弟がいる場合、最も年齢が下の子の所に整列をさせる。
- ④保護者には児童の右側についてもらう。
（全体指揮：安全主任、保護者誘導：教務主任、担外職員）
- ⑤自転車の整理及び誘導（事務主事、用務員）
- ⑥整列終了後、全体回れ右をして、出席番号の後ろの児童から、引き渡し名簿に従って保護者に引き渡す。
- ⑦保護者が決められた時間内に引き取りにこられない場合は、学校で保護する。

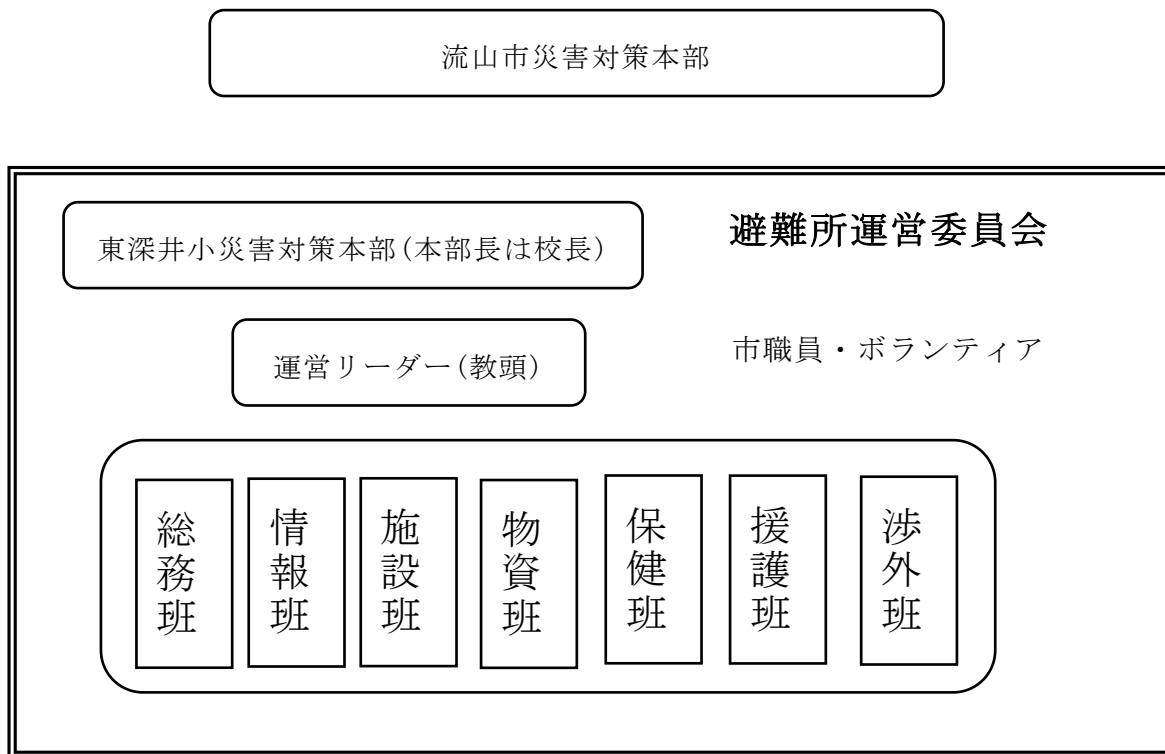
(3) 引き渡しの場所について



6. 避難所協力対応マニュアル

※ 詳細は、別紙「流山市立東深井小学校避難所運営マニュアル」による

避難所運営システム



避難所運営委員会活動内容

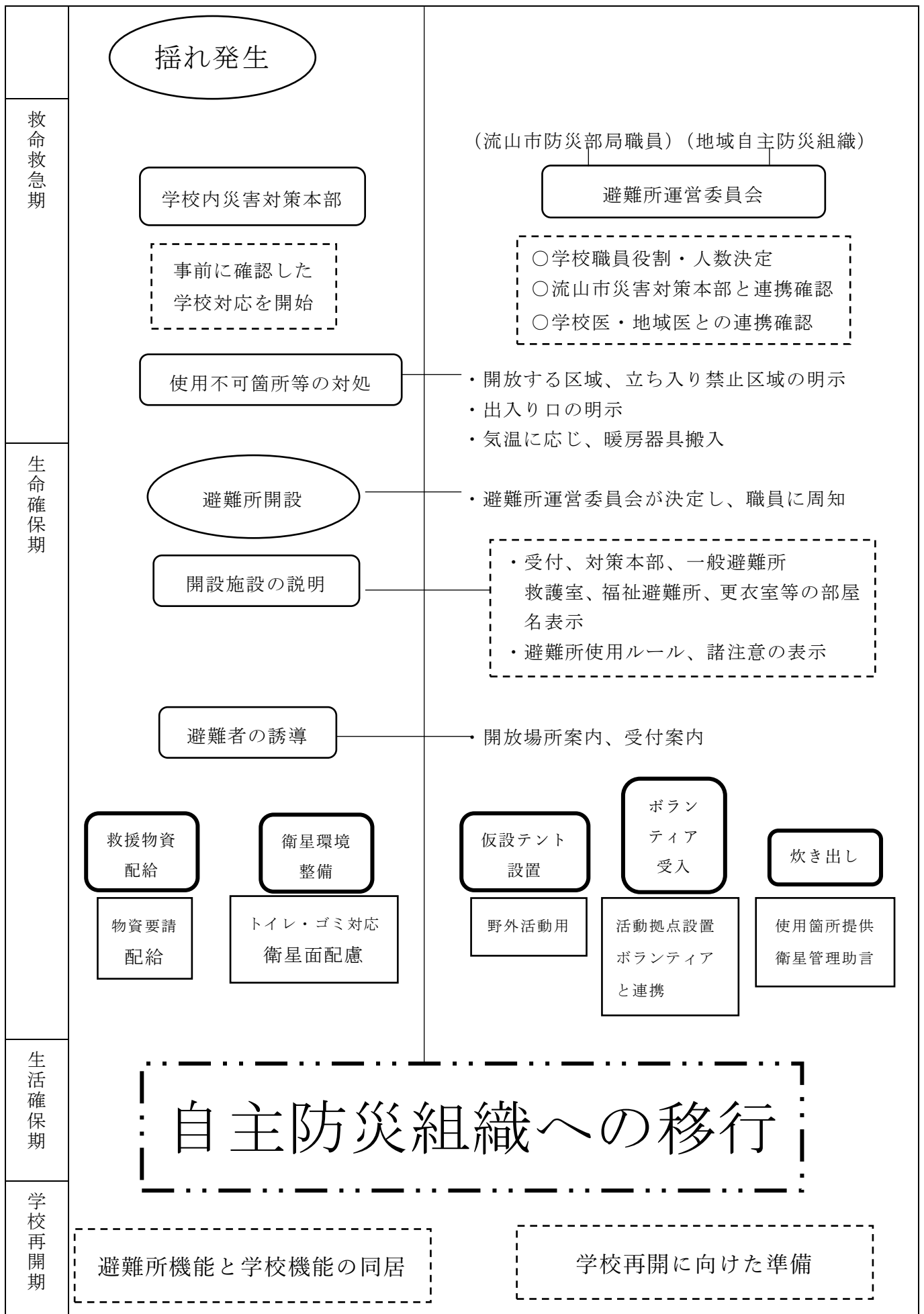
総務班	①避難者名簿作成 ②問い合わせ対応
情報班	①流山市災害対策本部との連携 ②被害情報・復旧情報の収集 ③避難者への情報提供
施設班	①危険箇所・要修繕箇所への対応 ②公共スペースの管理 ③防火・防犯
物資班	①水・食料の調達、管理、配布 ②炊き出し ③物資の調達、受入、管理、配布
保健班	①医療・介護に関わる相談・対応 ②トイレ用水の確保 ③AEDの確認・確保 ④避難長期化への対応 ⑤ペット管理
援護班	①要援護者用の窓口設置 ②要援護者及び未確認者の確認 ③避難所内外の状況・要望の把握 ④要援護者への情報・物資の提供 ⑤保健師、看護師、ボランティアとの連携
渉外班	①ボランティアの受入・配置 ②支援団体との調整

避難所として開放しない場所

校長室、職員室、事務室、保健室、理科室、プール

*その他の施設についても、避難所の規模に応じて一次開放、二次開放等、段階に応じて開放を行う。

避難所運営の流れ



7. 職員緊急参集マニュアル

休日、夜間等、職員が在宅時に大規模災害が発生した場合、学校の被災状況の把握や児童の安否確認、避難所開設準備のため、学校職員は学校へ参集しなければならない。

*千葉県では、震度6強以上を記録した場合、県内の全ての機関の職員が参集することになっている。

○参集するケース

- ・流山市で震度6以上、公共交通機関が不通となった場合
- ・学校が避難所となる可能性がある場合

○災害対策要員

*非常災害時には、職員も被災者となっている場合や、出勤に支障が出る場合がある。

したがって、通勤距離等を勘案し、「災害対策要員」を下記の通り定めるものとする。

災害対策要員レベル1	学校から徒歩で30分程度圏内在住者 (学校から直線距離半径1.5km程度圏内目安)	第1次参集者
レベル2	学校から徒歩で1時間程度圏内在住者 (学校から直線距離半径3km程度圏内目安)	第2次参集者
レベル3	交通機関利用(市内・隣接市在住者)	第3次参集者

災害対策要員は、参集するケースが発生した場合、レベルに応じて学校に参集し、到着次第、学校内災害対策本部(本部長は校長)を開設し、本部長の指示のもと、対応にあたる。本部長と事情により連絡付かない場合は、副本部長(教頭)が代行する。

○参集後の主な対応

- ア 学校の被災状況確認→流山市教育委員会への報告(学校教育課 7150-6104)
- イ 児童とその家族の安否等の確認
- ウ 職員被災状況の把握
- エ 避難所開設準備
- オ 必要な場合には、重要書類の搬出活動

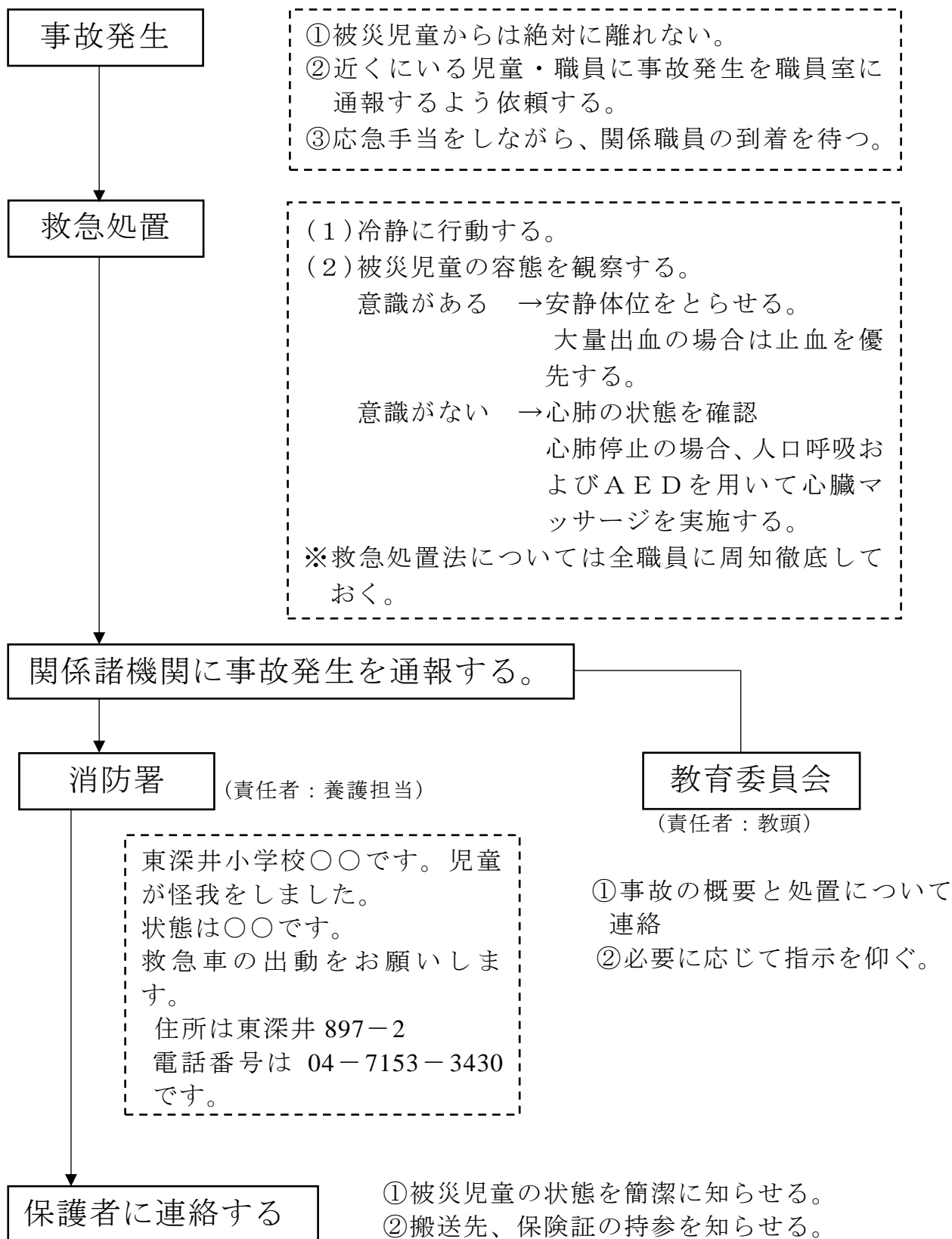
[教職員の服務]

- ア 災害対応業務に従事する場合、服務上の扱いは下記の通り
 - a 災害時に教職員は、防災計画等に基づいて、児童の安全確保や、学校教育活動再開のための業務を職務として行う。
 - b 当該業務を勤務時間外においても行う必要がある場合には、教育職員については「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第7条第2項の規定により、教育職員以外については「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第8条第2項の規定により勤務を命ぜられ、職務として行うこととなる。
- イ 学校が住民の避難所となった場合、教職員が避難者の救援業務に従事することになるが、その際の服務上の扱いは下記の通り
 - ・避難者の救援業務に従事することは、本来の業務とは異なるが、学校における非常災害時に必要な管理業務の一環を担うもので職務として行うことになる。

8. 学校事故対応マニュアル

1. 学校事故発生時の行動について

【行動チャート】



2. 留意点

- ・負傷部位によって外見で判断せず冷静に判断する。
(基本は養護担当者がまず判断し、校長、教頭に報告し事後の指示を仰ぐ)
(目、頭、顔の負傷、胸部、腹部の打撲等)
- ・加害者がいる場合の負傷は軽傷でも簡単に判断せず医師に相談する。
- ・病院に搬送するか判断が付かない場合は、速やかに校長・教頭に相談する。
- ・事故の記録は、時系列を明確に、事故の内容を詳細に記録する。
- ・場合によっては、治療後に家庭訪問が必要な場合がある。
- ・引率治療が必要でない場合も家庭訪問が必要な時もある。

3. 事後処理

- ①事故報告・・・口頭で校長、教頭、関係職員へ
- ②事故報告書・・・第一報は電話で教育委員会へ(学校教育課)
児童と直接関わった担任等が報告書を提出
(時系列を正確に記録しておく)
その後、正式な事故報告書を教育委員会へ(教頭)
日スポの災害共済給付の手続き(養護教諭)

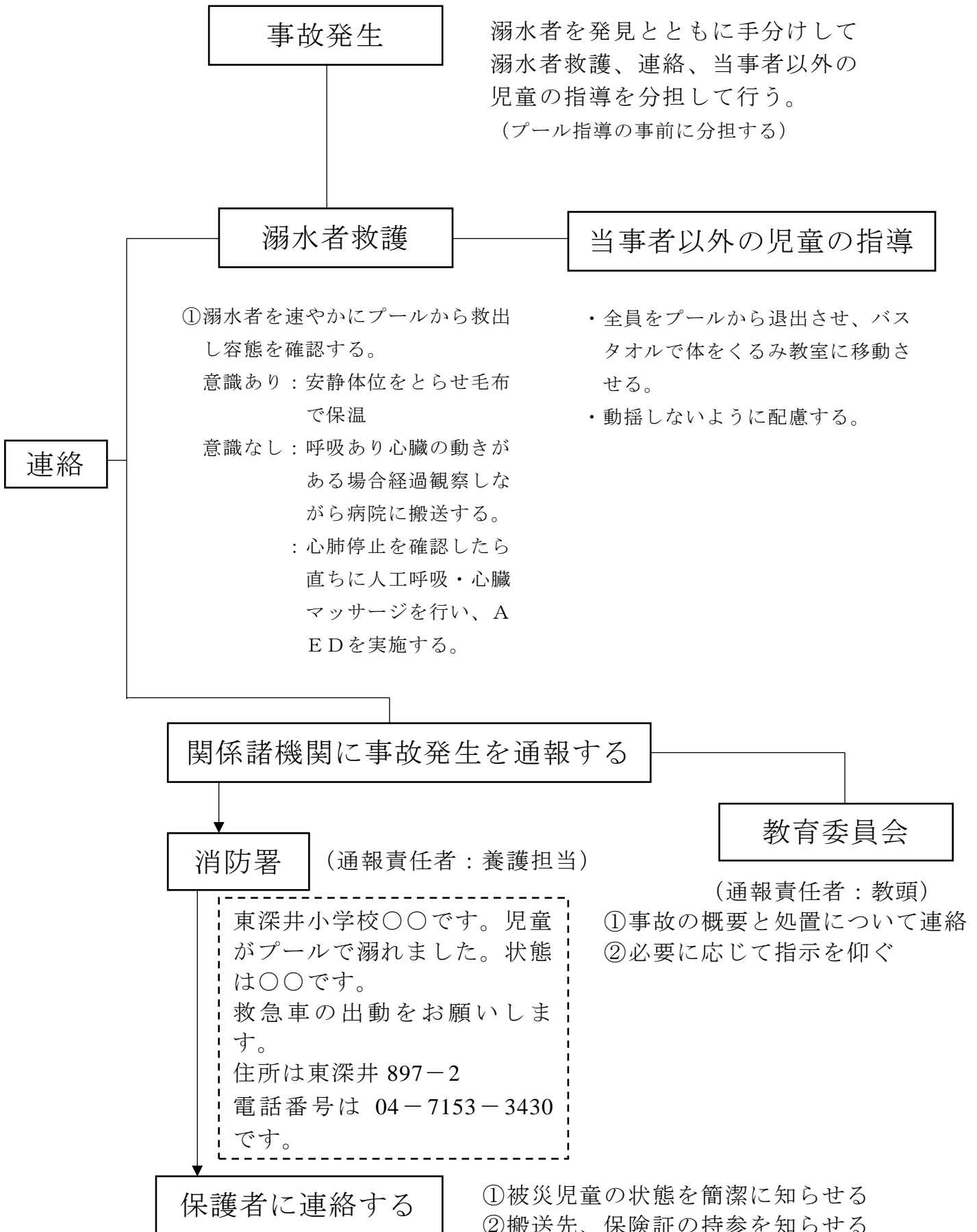
4. 日常の対応

- ・学級指導で、教室内外を問わず、怪我をするときは落ち着きの無い行動をしていることが多いことを理解させ、怪我をしない行動をするように指導する必要がある。
- ・安全点検を定期的に行い、児童が怪我をしないように環境を整備する。(用具の点検、植木の伐採、道具の後片付け等)

9. プール事故対応マニュアル

1. プール事故発生時の行動について

【行動チャート】



2. 留意点

- ・病院に搬送するか判断が付かない場合は、速やかに校長・教頭に相談する。
- ・事故の記録は、時系列を明確に、事故の内容を詳細に記録する。
- ・場合によっては、治療後に家庭訪問が必要な場合がある。
- ・引率治療が必要でない場合も家庭訪問が必要な時もある。

3. 事後処理

- ①事故報告・・・口頭で校長、教頭、関係職員へ
- ②事故報告書・・・第一報は電話で教育委員会へ（学校教育課）
児童と直接関わった担任等が報告書を提出
その後、正式な事故報告書を教育委員会へ（教頭）
日スポの災害共済給付の手続き（養護教諭）

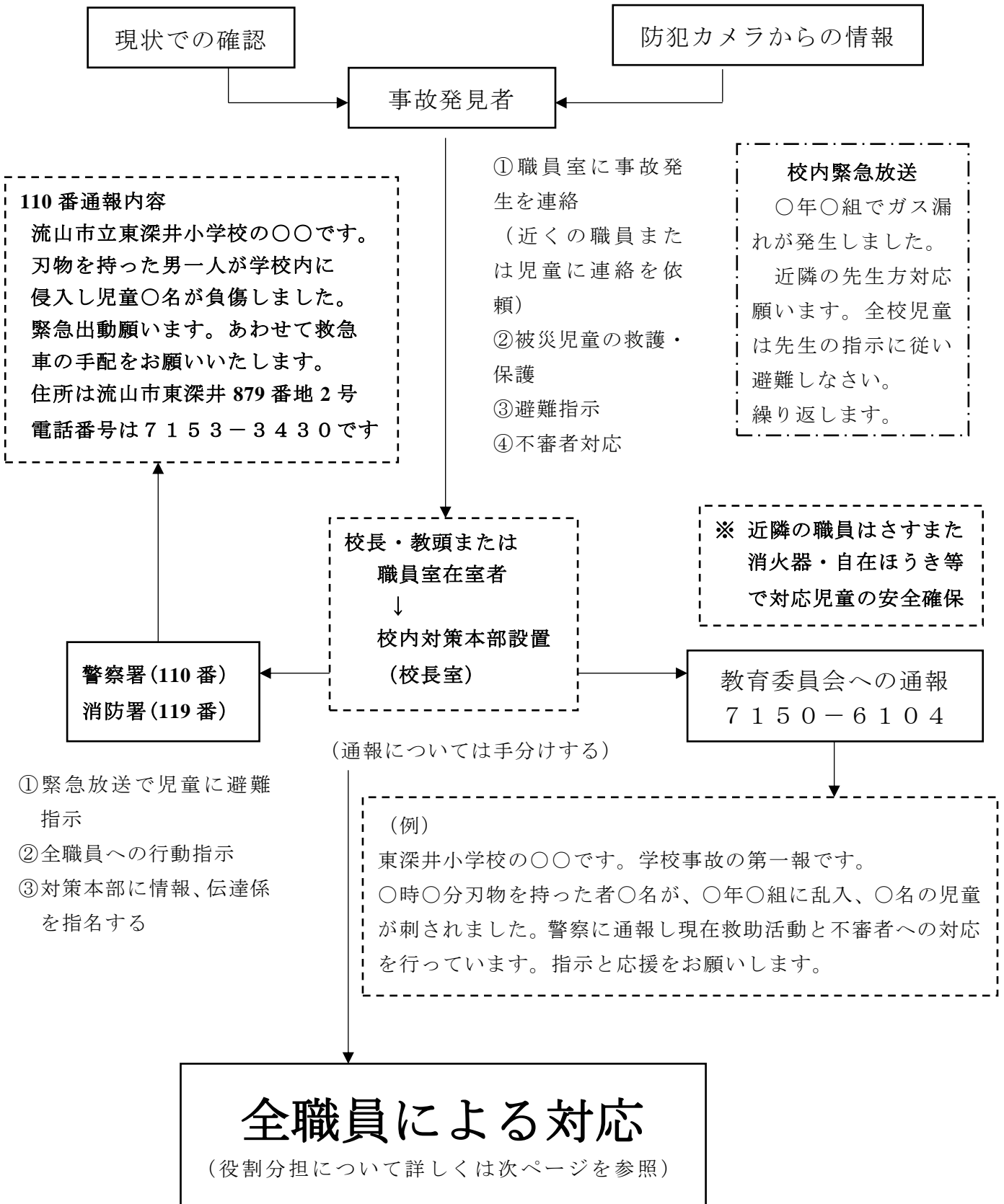
4. 日常の対応

- ・プール学習指導を始めるとき、全体指導、溺水者救護、連絡の役割を確認しておく。
- ・毛布等は女子更衣室に用意しておく。
- ・AEDを用いた蘇生法の訓練をプール指導開始前に全職員で研修しておく。
- ・プール指導を始めるとき十分に準備運動を行うと共に、当日の朝の健康観察を重視し、体の具合の悪い児童はプールに入らせないようにする。
- ・プールサイドは常に清掃を行い、滑りやすくならないようにしておく。

10. 不審者侵入対応マニュアル

(1) 不審者侵入時の行動について

【行動チャート】



校長・教頭	教務主任	学年主任 担任等	担外職員等	養護教諭 保健主事等	事務職員等
【当日】 ・陣頭指揮 ・職員への連絡調整	・関係保護者 への連絡 ・PTA役員 への連絡	・避難誘導 ・安全確保 ・保護者への 引き渡し	・現場直行 ・不審者への 対応等	・応急処置 救急車同乗 医療機関と の連携等	・電話対応 各種連絡等
(事後) ・被害児童 家庭訪問 ・外部機関との連携 ・報道機関の対応	・全保護者 の連絡等	・被害児童 の家庭訪 問等	・学級担任 補助等	・事故報告	

※担当学級の児童の安全確保（被害防止、避難指示）を的確にする。

（２）状況別対応について

不審者侵入の場合は他の事象に比べ、全校同一の行動をとることは難しく、臨機応変でなければならない。このマニュアルではおおよその行動の仕方をまとめ、実際に事態が起きた場合は全職員で一番よいと思われる方法で、子どもたちの生命を守るようにしたい。

①授業中

	場所別における教師の行動	児童の行動
侵入を受けた教室	<ul style="list-style-type: none"> 手近な物で防御しながら不審者を抑止する。 子どもたちに「逃げろ」と指示する 	<ul style="list-style-type: none"> 校庭が近い場合は校舎から離れた場所に避難する。 近ければ体育館に避難する。 隣の教室に助けを求める。
侵入を受けた教室の近隣の教室	<ul style="list-style-type: none"> 連絡を受けた教師は職員室に一報を入れる。 1～3年の担任は子どもたちをある程度誘導したら、学年一人消火器等を持って侵入を受けた教室に急行する。 4～6年の担任は子どもたちに避難場所を指示して侵入を受けた教室に急行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 校庭が近い場合は校舎から離れた場所に避難する。 体育館に近い場合は体育館に避難する。
侵入を受けた教室から離れた教室	放送等で認知後） <ul style="list-style-type: none"> 1～3年の担任は子どもたちの掌握につとめ、学年一人が侵入を受けた学級に消火器等を持って急行する。 4～6年の担任は子どもたちに教室待機を指示して侵入を受けた教室に急行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 先生の指示に従って避難して、避難先の先生の指示に従う。
担任外の職員	<ul style="list-style-type: none"> 放送を聞いたら男性職員は、職員室待機以外は防御に使える物を持って侵入を受けた教室に急行する。 養護教諭は現場に行き、負傷者の介護 	

	にあたる。 ・現場の職員の一人は職員室に、負傷者の有無等の情報を伝える。 ・女性職員は手分けして、校庭及び体育館の児童を掌握する。 ・体育館に避難したら、事件が終息するまでアリーナの入り口を施錠する。	
--	---	--

②教室以外の場所で侵入を受けた場合。

	学級担任の行動	担外職員
	・近隣の児童を集合させ、安全な場所に誘導する。(侵入を受けた場所から1番遠い鍵のかかる場所)	現場に直行し、不審者に対応するとともに、児童を安全な方向に誘導する。

(3) 応急処置

①医療機関へ連絡する。(救急車の要請、病院への連絡、学校医への連絡等)

②救急処置を施す。

※全身症状に対して

・意識・心肺状況の確認

必要に応じて気道の確保、人工呼吸、心臓マッサージ、AEDを用いた処置を行う。

※局所症状に対して

・安静、冷却等を行う。

・止血(圧迫、止血帯を用いた場合、処置を施した時刻を明示する。)

・骨折部位の固定

・傷害部位を心臓より高くする。

③保護者に連絡する。

※症状、連絡時のおおよその状態、搬送先、保険証の持参についてなど。

(4) 当日以降の行動について

〔対策本部の設置〕

①事故発生と同時に、緊急対応マニュアルによる初期対応を進めるとともに、校長室に校内対策本部を設置する。

②校長(教頭)を対策本部長とし、直ちに必要な指揮を行う。

③対策本部と現場対応者〔事故現場、救急隊、警察等〕との間の情報伝達を迅速且つ確実に行うために、教務主任を連絡担当者とする。

④情報を集約し、逐一板書し、随時確認を行う。

※被災者(氏名、搬送先、容態、保護者への連絡がとれたか、付き添い職員名)

※被災者以外の児童の状況(保護者の引き取り状況、下校時間、下校時の指示)

※職員の動向(病院への動向、家庭訪問、情報収集等)

⑤市教育委員会担当職員を加える。(市教委への報告・応援要請)

⑥関係諸機関(警察・消防等)や市教育委員会単位の対策本部及び、県教育庁現地対策本部(各地方出張所単位)との連絡・調整を行う。

〔報道機関への対応等〕

①取材には校長や教頭(発言に責任の持てる者)が、対応する。

②取材には、資料に基づいた事実を正確に話す。数字や固有名詞などは、正確を期するために、なるべく資料を提供するようにする。

③被災者氏名等、プライバシー保護に関する内容については、特に留意し、保護者の同意を必要とする内容はなるべく公表は控えるようにする。

④取材された内容が、警察の捜査の関係上、発表できないものは、その理由をはっきり述べ、了解を得る。

⑤取材された事項が何時に報道されるかを、できるだけ確認する。

⑥記者会見を開催する場合の、日時・場所・内容・発表者については、市教育委員会に連絡し、指示を受ける。

〔保護者・地域への事情説明、事情説明会の実施について〕

目的：大事故が発生した場合は、保護者・地域住民の不安を取り除き、その後の協力を

得るために、早急に事情説明会を実施する。（市教育委員会に連絡し、指示を受ける。）

留意点：事実に基づいて説明し、憶測では話をしない。

内容：（１）事故発生時の様子と学校の対応

- ・発生日時
- ・場所
- ・加害者と被災者（人権を配慮する）
- ・被害の程度（怪我の程度・収容病院等）
- ・事故発生時の状況と学校での対応

（２）今後の対応

- ・休校措置について（期間、今後の見通し）
- ・被災者への対応について（児童には家庭訪問によるケア）
- ・事件及び安全対策について（地域へは必要に応じてボランティア依頼）
- ・警察との連携について

（３）協力依頼

- ・地域パトロール
- ・不審者情報の提供
- ・子ども１１０番

（５）正常な教育活動再開へ

主に心のケア（カウンセリングの実施、カウンセラーの派遣）について配慮する。

（１）関係児童の精神的な状況の把握

観点：PTSDに陥っていないか。

極度の怯え 不安 不眠 閉じこもり 周囲への過剰な反応
登校不能 緘黙（かんもく） 幻聴 その他特異な言動など

〔心のケアが必要と判断された場合〕

- ①教職員で個別面接相談や家庭訪問等を行う。
- ②地域の関係諸機関・団体に面接相談等を依頼する。

〔専門的な心のケアが必要と判断された場合〕

- ①スクールカウンセラー等の派遣を要請する。（市教育委員会または対策本部に要請）
- ②スクールカウンセラー等は、学校等において、児童の心のケアに当たるとともに教職員が児童の心のケアを行う上での助言・援助に当たる。

11. 学校保健安全対策マニュアル

(1) 感染症対策マニュアル

① 日常の対応策

1. 健康観察と出欠黒板へ記入を行う。

(1) 教室で朝の健康観察を行い、健康観察表に出欠数を記入し、1時間目の終わりまでに、保健室へ健康観察表を提出し、出欠の数を職員室前の出欠黒板に記入する。

(2) 感染症に罹患した児童は、出席停止の処置をとる。

学校長が出席停止の必要があると認めた場合は、保護者に出席停止の指示を行う。出席停止の指示があったら、治療を続けるとともに、学校を休ませ、出席をさせる場合は、医師の許可を受けてからとする。

② 学校において予防すべき感染症（出席停止）について

集団生活を行う学校で、感染力が強く、生命に関わる病気が蔓延した場合、集団感染が起きるので、次の感染症が出席停止扱いになる。

(学校保健安全法施行規則第18・19条)

(1) 第1種

感染力が強く、罹患した場合、生命に関わるので、感染した場合は治癒するまで特定の病院に隔離処置を受ける病気は次の通りである。

病名	病気の原因	主な症状及び治療について
エボラ出血熱	エボラウイルス	潜伏期間7日程度 最初は発熱・悪寒・筋肉痛を訴え、次第に嘔吐、下痢、腹痛を訴える。やがて消化管、粘膜から出血を起こし、死に至る。 致死率50～90%。現状では、特効薬は無い。
クリミアコンゴ出血熱	クリミアコンゴウイルス	潜伏期間3～12日 高熱・頭痛。発症後3～5日で紫斑が出現する。 肝臓・腎臓機能障害を伴う。致死率15～30%。現状特効薬は無く対症療法だけである。潜伏期間3～10日 エボラ出血熱と同じような症状を呈する。 最終的には全身に血栓ができ、ショック症状を起こす。現状特効薬は無く対症療法だけである。
南米出血熱	アレナウイルス	潜伏期間6～7日 発熱・筋肉痛・眼下後痛・頭痛。 びまん性出血・錯乱・舌の振戦などが認められる。

ペスト	ペスト菌	潜伏期間 2～5 日 全身倦怠感に始まり、寒気が起こり、高熱がおこる。感染した場所により内臓が冒されたり敗血症を起こしたりして死に至る。 致死率 50～100% ストレプトマイシン・テトラサイクリンサルファ剤が投与される。
マールブルク熱	マールブルクウイルス	潜伏期間 3～10 日 エボラ出血熱と同じような症状を呈する。 最終的には全身に血栓ができ、ショック症状を起こす。現状特效薬は無く対症療法だけである。
ラッサ熱	ラッサウイルス	潜伏期間 5～21 日 発熱、頭痛、吐血、下血 致死率 1～2% リバビリンを投与する。。
急性灰白髄炎 (急性小児麻痺)	ポリオウイルス	潜伏期間 7～14 日 夏風邪のような症状、熱が下がる頃、足や腕に弛緩性の麻痺が起こる。現状特效薬は無い。
ジフテリア細菌性赤痢	ジフテリア菌赤痢菌	潜伏期間 1～10 日 喉の痛み、犬が吠えるような咳、筋力の低下、激しい嘔吐を起こす。扁桃部分に灰色の粘りのある偽膜ができ、取ると出血する。 ペニシリン・エリスロマイシンが投与される潜伏期間 1～5 日 下痢 (水様便) 発熱、血便、腹痛 抗菌剤を投与する。
重症急性呼吸器症候群	SARS コロナウイルス	
鳥インフルエンザ		

第 2 種

児童期に罹患することの多い病気で、出席停止期間は学校保健安全法施行規則第 19 条に定められた期間を参照

インフルエンザ、百日咳、麻疹 (はしか)、水痘 (水ぼうそう)、咽頭結膜熱 (プール熱) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風疹 (三日ばしか) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第3種

病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止となる病気
流行性角膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症
細菌性赤痢、腸チフス・パラチフス、コレラ

その他の感染症

手足口病、伝染性紅疹（りんご病）マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ
伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性単核症、溶連菌感染症、感冒性嘔吐下痢症 等

※新型コロナウイルス感染症に係る対応

〈感染拡大防止策〉※社会の状況により更新する。マニュアルを周知・徹底する。

- ・毎朝家庭での検温と健康観察結果を記録。体調不良者は登校を控える。
- ・密閉・密集・密接を防ぐため、換気の徹底・可能な限り座席等の間隔を開ける・近距離での活動を控える等の対策をする。
- ・手洗いと手指消毒を徹底。（登校後、各活動後、給食前等）
- ・咳エチケットを推奨し、原則として全員マスク着用とする。
- ・始業式など全校が集まる活動については放送や映像を活用して各教室で行うなど、可能な限り縮小または中止する。

〈出席停止の扱い〉

- ・児童の感染が判明した場合、児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合、発熱等により自宅療養した場合、感染予防のため自宅待機させる場合について出席停止措置をとる。

〈その他〉

- ・感染者・濃厚接触者等に対する差別や偏見が生じないようにする。
- ・新たな指針が出た時には追記し、指針に準じた対応とする。

③提出書類について

- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症以外の感染症にかかった場合は、医師より治癒証明書を発行してもらい、提出してもらう。保護者より連絡があった場合は、その旨を養護教諭に連絡する。
- ・治癒証明書の用紙は医療機関にあり、金額は市内統一で500円である。

（2）光化学スモッグ対応マニュアル

（1）光化学スモッグ注意報が出た場合

光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になった場合発令される。

発令された場合次のように対応する。

- ・屋外での運動は、原則として禁止し、校舎内に入れる。
- ・うがいを行わせる。
- ・喘息などの症状が出た場合、保護者に連絡し、適切に対処する。場合によっては、救急車で病院に搬送を依頼する場合がある。
そのときは次のように対応する。
- ・養護教諭は病院まで付き添い、学校に連絡を入れる。
- ・保護者に連絡をし、保険証を持参してもらう。連絡は原則として養護教諭または担任が行う。（教頭・学校長が最終責任を負う）

（2）光化学スモッグ警報が出た場合

光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になった場合発令される。

発令された場合次のように対応する。

- ・屋外に出ないようにさせ、校舎内で過ごさせる。解除されるまでは原則として、学校で保護し、場合によっては、保護者に連絡し、迎えに来てもらうこともある。
(今までに発令されたのは数回である)
- ・体に異常が出た場合は、注意報の対処法に準じる。
- ・非常に希な場合として、重大緊急報が発せられる場合があるが、この警報が発せられた場合、教育委員会の指示のもとに全職員で対処法を協議し、児童を安全に保護者に引き渡すようにする。

(3) AED使用対応マニュアル

(1) 設置場所について

職員室の受付に常時保管しておく。必要に応じてそこから搬出する。使用する場合としては次のような場合が想定される。

- ・学校内で使う必要がある場合。
- ・地域で使用する必要がある場合。この場合貸し出した人の、住所・氏名・電話番号を借用書に記入してもらい、確実に返却してもらう。

(2) 使用方法

- ①意識の確認、呼吸の有無を確認する。
- ②意識無く、呼吸停止を確認したら、救急車の依頼及び応援を呼ぶ。
- ③気道を確保する。
- ④人工呼吸を2回行う。(血液や嘔吐物など感染危険がある場合行わず、胸骨圧迫続ける。)
- ⑤心臓マッサージを行う。一分間に100回のリズムで30回行う。
- ⑥④⑤を絶え間なく行うとともに、AEDのスイッチを入れる。
- ⑦AEDのパッドを所定の位置に貼る。
- ⑧AEDの指示によりショックを与える。ショックを与える場合近くに人がいないこと、ペースメーカーの有無、汗の除去等を行う。
- ⑨救急隊が到着するまで、④⑤を絶え間なく行う。

(3) 使用法の講習は原則として、一年に必ず一回は全職員で行う。

AEDの動作確認、電池の交換は適宜行うものとする。

12. 学校内問題対策（不祥事対応）マニュアル

（1）問題行動・いじめ対応

① 日常的な予防

- ・ 児童の情報を学年会、生徒指導部会等で常に収集する。
- ・ 児童一人一人の理解を深める

② 対応

事実確認

- ・ 担任、児童等から事情を聞く。
事実を正確に、先入観をもたない

対応

- ・ 保護者への説明 被害者、加害者として対応しない
事実のみを説明
- ・ 関係機関への連絡 ケースによって判断

事後指導

- ・ イジメ防止の児童への指導 個別、全校、保護者
- ・ 児童一人一人を大切にする教育の推進を行う

（2）体罰事故対応

○対応のポイント

「体罰の認識」

体罰は理由の如何を問わず、絶対に許されない。「体罰は人権侵害であり、犯罪である」という認識を教職員一人一人が持たなければならない。

日頃の研修等を通して、「体罰をしない、させない、許さない」という職場風土を醸成すると同時に、「何が体罰にあたるか」という認識を明確に有する専門的な教師集団になることが大切である。

○対応の流れ（けがのある場合）

（1）応急処置

- ・ 担任は児童を保健室に連れて行き、応急処置を行い、管理職に報告する。

（2）校内救急体制に基づく通報

- ・ 関係職員に対応を指示する。保護者から指定病院の有無を確かめ、適切な方法で病院に搬送する。この場合、適切な職員が病院に同行する。
- ・ 管理職は、同時に保護者に事実の発生を伝える。（事実の確認が不十分であってもまず伝え、事実確認を進め、あらためて知らせることを伝える）

（3）保護者への対応

- ・ 負傷に至る経過と負傷の状況を正確に伝える。
- ・ 家庭訪問等により、校長及び担任等関係職員が誠意ある謝罪をする。

（4）事実確認

- ・ 体罰をおこなった職員から、日時、場所、体罰の状況等、正確に聞き取る。

（5）教育委員会への報告

- ・ 体罰の状況を正確に報告し、今後の対応について協議する。

（6）外部への対応

- ・ 窓口は一本化し、記録に基づいた事実のみを伝える。（教頭）

(7) 保護者への対応

- ・PTA に対しては、役員会を開く等して、経過と措置を明確に説明し、再発防止の取り組み等への理解を求める。また、場合によって、臨時に全校保護者会を開催し説明を行う。

(8) 児童への対応

- ・負傷した児童の完治に配慮するとともに、児童との信頼関係の回復に努める。
- ・他の児童に概要を伝えるとともに、動揺を与えないよう最大の配慮を行う。

(3) セクシャルハラスメント対応

○ 対応のポイント

「セクシャルハラスメントを受けた時」

これは、セクシャルハラスメントではないかと感じる言動が続く場合は、「その言動はセクハラの可能性のあることを」さりげなく伝え、さらに、その言動について信頼できる人に相談する。場合によって、職場内で相談することが困難なケースは、その言動を具体的に記録しておき、他の相談機関等に相談する。

※ 本校のセクハラ相談窓口 … 養護教諭、教頭

〔セクシャルハラスメントの相談があった時〕

(1) 相談体制の確立

- ・原則として2人の教職員で対応する。
- ・可能な限り同性の職員が同席する。
- ・相談時間や相談場所等に配慮するとともに、関係者の人権やプライバシーを尊重し、秘密を厳守する。

(2) 相談者からの事実関係等の聴取

- ・相談者の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に話を聞き、次の事項を把握する。
 - ア 被害者及び加害者とされる職員の関係はどのようなものか。
 - イ セクシャルハラスメントの言動がいつ、どこで、どのように行われたか。
 - ウ 相談者が加害者とされる職員に対してどのような対応をとったか。
 - エ 他の同僚等に相談をしたか。
- ・聴取した時事関係等を相談者に確認し、記録しておく。

(3) 加害者とされる職員からの事情聴取及び指導

- ・加害者とされる職員の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に聞く。
- ・セクシャルハラスメントとは何かを理解させる。
- ・事実確認の結果、セクシャルハラスメントと判明すれば、謝罪させるなどして、被害者との信頼関係回復を図る。

(4) セクシャルハラスメントと判断できない場合

- ・両者から聴取した事実関係に不一致があり、事実確認が十分でない場合などは、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の教職員等の第三者から事実関係を聴取する。

(5) 相談者に対する説明

- ・これまで確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。

(6) 教育委員会への報告

- ・セクシャルハラスメントの相談対応を行った場合は、その状況を教育委員会に報告する。

(4) 個人情報漏洩対応

(1) 上司や関係機関等への報告・連絡

- ・ 当該職員は、管理職に速やかに報告し、その指示受けながら、必要があれば、警察へ紛失届（又は盗難届）を提出する。

(2) 事実関係の把握及び教育委員会への報告

- ・ 管理職は、事実関係等を把握するため、当該教師から詳細な事実関係を聞いたり、教職員を現場に派遣したりする。また、第一報を教育委員会へ入れる。

(3) 報道機関等への対応及び事実の公表

- ・ 場合によっては、報道機関等外部への対応も必要となるので、管理職は、そのための校内体制を確立し、窓口を一本化する。（教頭）

(4) 児童・保護者への対応

- ・ 児童のプライバシーに属する内容が第三者に渡ったことも考えられることから、児童、保護者への謝罪や事情説明等を誠意を持って行う。

(5) 文書作成に関する事後処理

- ・ 管理職は、通知票の再発行等、紛失した書類に関する適切な事後処理を教育委員会と連携を図りながら、迅速かつ明確に行う。

(6) その他

- ・ 当該教諭の服務上の問題、管理職の管理責任が問われることになるので、管理職は、適切な処理が行われるよう、教育委員会と連絡を取り、その指示に基づいて粛々と事後の手続きを進める。

* 詳細は別冊「個人情報保護マニュアル」による。

13. Jアラート発令時等の対応について

1 Jアラート発令対象に千葉県が含まれていた場合

- ① 登校前 安全が確認できるまで自宅で待機する。部活動や委員会活動等、児童の活動は一切中止とする。
- ② 登校中 できるだけ頑丈な建物や物陰に身を隠す。
- ③ 下校前 安全が確認されるまで児童を留め置く。状況に応じて下校時間変更、集団下校、保護者引き渡しによる下校等の措置をとる。
- ④ 授業中 教室：
 - ・窓ガラスが割れて、怪我をしないように窓から離れる。
 - ・身を守る姿勢をとる。校庭：
 - ・すぐに建物の中に入る。
 - ・すぐに避難できない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭を守る。

2 Jアラート発令対象に千葉県が含まれていない場合

- ・登下校、学校の活動は通常通りとする。安全が確認できるまでは、家庭の判断を優先するものとする。登校が遅れても、遅刻扱いとはしない。

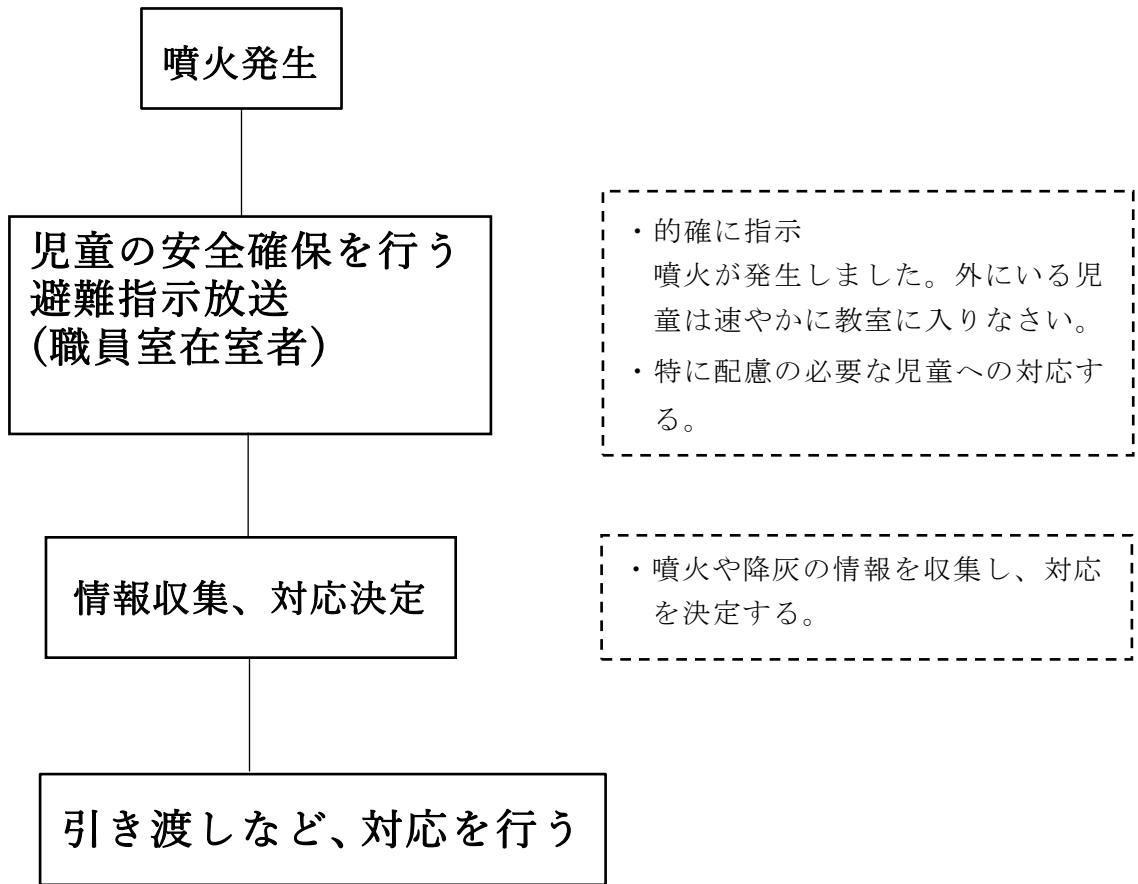
3 その他

- ・Jアラートが発信された際は、市防災無線や市安全・安心メールで伝達されるので情報内容により指示を確認する。
- ・Jアラートについての詳しい説明やミサイル落下時等の対応については、内閣官房 HP「国民保護ポータルサイト」を参照する。
- ・今後、学校においても状況に応じた避難訓練等を実施する。家庭でも情報等を確認し、児童の安全確保に留意する。

14. 富士山等の噴火に伴う降灰対応マニュアル

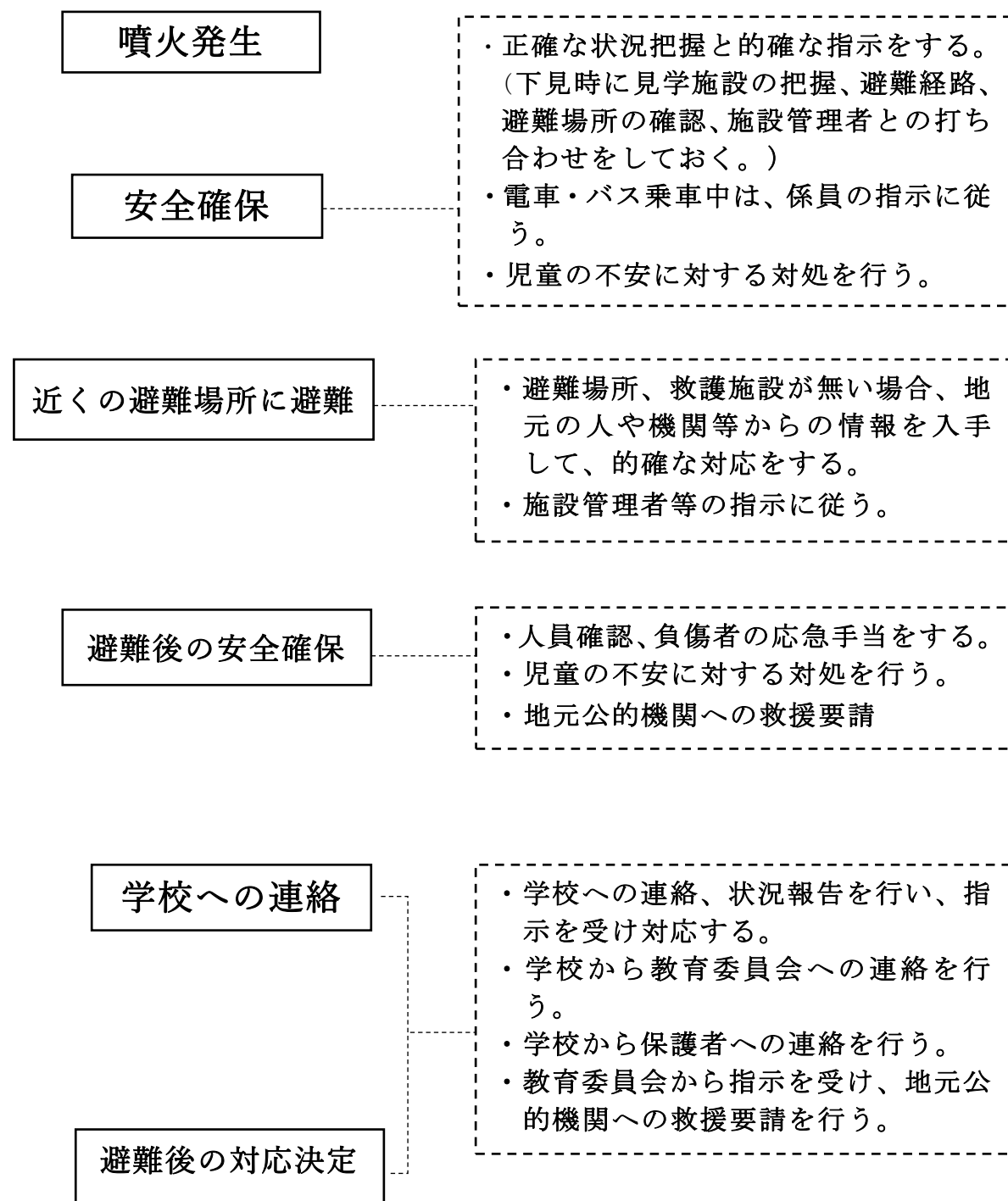
(1) 校内で発生した場合

【行動チャート】 (時系列)



※引き渡しの方法は、p.23、児童の引き渡しマニュアルに則る

(2) 学校外で発生した場合
(2) - 1 校外学習中



※修学旅行、市域外で学習している時に噴火があった場合。

- ・ 地震の規模・被害状況等の情報収集を行う。
- ・ 学校または教育委員会への連絡、指示を受け対応する。
- ・ 地元公的機関や関係機関（旅行社）との連携をする。
- ・ 児童の不安に対する対処（状況説明、今後の対応等）

(2) - 2 登下校時

児童の行動		教師の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全を確保する。 	<p style="text-align: center;">噴火発生</p> <p style="text-align: center;">〈初期対応〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報端末の起動 ・学校に出勤している教職員で、教室に在る各学年の児童の安否を確認し、教室に在るよう指示する。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校が近い場合は学校に移動し、家庭に近い場合は家に戻る。 ・移動が困難な場合は近くにある公園など安全な場所で待機する。 ・高学年の児童は低学年の児童を守ってあげる。 ・地域の大人、教師、保護者が来るまで安全な場所で待機する。 	<p style="text-align: center;">安否確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にまだ登校していない児童の氏名を確認する。 ・色別コースごとに数人で検索班を組織し、児童名簿を持参し、安否不明者を検索し、情報を学校に伝える。 <p>その際、保護者が児童の安全を確保している場合、まかせて、保護者がいない児童は学校に保護する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校で待機している児童は応急手当を受ける。 ・保護者が引き取りに来れるまで学校で待機する。 	<p style="text-align: center;">〈二次対応〉</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">校内災害対策本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には保護者に引き渡す。 ・保護者がくるまで、児童を保護する。

(3) 富士山大規模噴火の降灰予測、影響

・降灰の予測

風向や天気などで左右されるが、千葉県では半分の地域で 2cm 以上、多いところで 4cm～8cm ほど積もると予測されている。

・降灰による影響

鉄道：地上路線の運行が停止する。地下の路線でも、需要増加や車両・作業員の人員不足により、運行停止や輸送能力低下が発生する。

道路：乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能になる。

航空：降灰により滑走路が閉鎖されることで、運行への影響が生じる。機器の故障も発生する。

船舶：視界不良による運行停止。機器の故障も発生する。

物資：買い占めなどにより店舗の食料、飲料水などの売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難や店舗等の営業困難により、生活物質が入手困難になる。

人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。交通手段が徒歩に制限される。

電力：降雨時 0.3cm 以上で碍子の絶縁低下による停電が発生する。発電量の低下が生じ、電力供給量の低下が著しく、必要な供給量が確保できない場合は停電に至る。

上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる。または断水となる。停電エリアでは、浄水場および配水施設等が運転停止し、断水が発生する。

下水道：降雨時、下水管路の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアでは、下水道の使用が制限される場合がある。

通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。通信アンテナに火山灰が付着すると、通信が阻害される。停電などによる通信障害も発生する。

建物：降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。

健康への影響：目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増えるなどの影響を受ける可能性が高い。

(4)想定される取り組み

(ア)学校の運営

- ・通学、帰宅が困難、児童の健康への影響が大きいと判断される場合には、授業の中止、打ち切り等を検討する。

(イ)児童の健康管理、環境衛生の実施

- ・降灰の状況、降灰による健康への影響、予防措置等の必要な対応に関する情報を収集する。
- ・児童の健康状態や健康被害を確認し、必要に応じて校医等に相談する。

(ウ)通学路等における児童の安全確保

- ・降灰時における通学方法を確認する。
- ・降灰の状況を保護者等へ適切に連絡する。

(エ)学習活動における児童の安全確保

- ・大気の状態等を考慮し、児童への健康の影響が大きいと判断される場合、屋外での授業及び諸活動の中止を検討する。

(オ)学校給食の実施

- ・降灰による食材調達及び配送等への影響を把握する。

15. その他（各種マニュアル）

①流山市立東深井小学校いじめ防止基本方針

②流山市感染性胃腸炎発生時対応マニュアル

③熱中症を予防しよう

④個人情報保護マニュアル

※上記の内容は、次ページ以降の各資料を参照